

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項

1-1 計画策定の目的

- 令和5年度旧計画の計画期間の満了
 - ・ 令和2年11月国の「第5次男女共同参画基本計画」策定
 - ・ 令和6年4月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行
 - ・ 令和5年12月市民・事業所アンケート実施
- 上記の外、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、本市における男女共同参画社会の実現を目指す

1-2 計画の位置づけ

- ・ 最上位指針：青森市新総合計画前期基本計画の個別計画
- ・ 「青森市男女共同参画推進条例」に定める男女共同参画計画及びドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画
- ・ 「男女共同参画社会基本法」に定める市町村男女共同参画計画
- ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画
- ・ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める市町村基本計画
- ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める市町村基本計画【新規】

青森市総合計画前期基本計画

基本政策2 人をまもり・そだてる

政策5 誰もが互いに尊重し、支え合う社会の推進

施策1 女性活躍の推進・男女共同参画社会の形成

1-3 計画期間

令和6年度～令和10年度

第2章 計画の基本方向

2-1 男女共同参画社会の形成をめぐる動き

- <国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)>
- ・ 目標5 ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワメント
- <国の第5次男女共同参画基本計画>
- ・ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 等

2-2 本市の現状と課題

- ・ 市の審議会等における女性委員の比率 27.1%
- <市民・事業所アンケート>
- ・ 家庭生活において男女の地位が平等と思う割合 35.2%
- ・ DVを受けたことがある者のうち、誰にも相談していない割合 69.0%
- ・ 事業所の女性活躍推進における課題「女性従業員は家庭で家事・育児等の中心的な役割を担っていることが多く、配置する職場や労働時間帯に制約がある」 47.5%

2-3 計画の理念

本計画の理念は、本市のまちづくりの重要な理念・視点の一つとして、あらゆる施策の推進に当たってその趣旨を尊重することとしている『男女共同参画都市』青森宣言とする。

私は私を大切に思うのと同じ重さで
あなたを大切に思う
性別を超え 世代を超え 時代を超え
人と協調し 人を信頼できる
誇り高い人間でありたい
すべての人の自立と平等を目指して
青森はここに「男女共同参画都市」を宣言します

2-4 計画の基本方向

- <基本方向1> 全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり
- <基本方向2> 安心して暮らせる社会づくり
- <基本方向3> 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

第2部 各論

第1章 全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり

《主な取組》

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- (1) 女性管理職の登用をはじめとする女性市職員の活躍の促進
- (2) 市の審議会等の委員への女性の登用の拡大
- (3) 企業や各種団体等における女性の積極的登用に向けた働きかけ
- (4) 女性のエンパワメントの推進【拡充】

2 ワーク・ライフ・バランスの実現

- (1) 多様な働き方に対応した子育てや介護の支援
- (2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進
- (3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業や各種団体等への働きかけ

3 雇用等における男女共同参画の推進

- (1) 女性活躍の推進と多様な働き方を可能にする就業環境の整備【拡充】
- (2) 商工業の振興に向けた男女の能力の活用

4 農林水産業等における男女共同参画の推進

- (1) 農林水産業、自営業等における女性の経営参画

新規・拡充した主な取組

- 女性のエンパワメントの推進【拡充】
- 女性活躍の推進と多様な働き方を可能にする就業環境の整備【拡充】
- 困難な問題を抱える女性への支援【新規】

第2章 安心して暮らせる社会づくり

《主な取組》

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (1) 女性に対する暴力の予防啓発の推進
- (2) 若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実
- (3) 青森市配偶者暴力相談支援センターなどの相談体制の充実
- (4) 関係機関・民間団体等との連携・協力による被害者の保護及び自立支援

2 生活上の困難に対する支援と人権の尊重

- (1) 人権尊重理念の理解促進
- (2) 人権に関わる相談体制の充実と関係機関との連携
- (3) 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、適切な支援の充実
- (4) 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等への支援
- (5) 困難な問題を抱える女性への支援【新規】
- (6) 多様な性のあり方に対する理解の促進

3 地域における男女共同参画の推進

- (1) 多様な主体との連携・協働による男女共同参画の推進
- (2) 男女共同参画を推進する人材の育成
- (3) 男女共同参画の視点による地域の課題解決に向けた取組の推進
- (4) 防災分野における男女共同参画の促進
- (5) 地域における子ども・子育て支援の充実

4 生涯を通じた健康支援

- (1) 男女の健康づくり支援
- (2) 思春期・妊娠・出産等、生涯を通じた女性の健康支援の充実

第3章 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

《主な取組》

1 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革

- (1) あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動の強化
- (2) 男女共同参画に関わる調査、情報の収集・提供の充実
- (3) 根強い固定的性別役割分担意識の解消など男性の意識改革の促進
- (4) 子どもの頃から男女共同参画の理解促進

2 教育・メディア等を通じた理解促進

- (1) 家庭における男女平等教育の推進
- (2) 学校における男女平等教育の推進
- (3) 社会教育・生涯学習活動の推進
- (4) メディアにおける男女共同参画の推進

第3部 推進体制

本プランの推進に当たっては、市が率先して取り組むとともに、

- 青森市男女共同参画審議会による計画の進行管理
- 青森市男女共同参画推進会議による計画の進行管理
- 国・県等の関係機関をはじめ市内の女性団体や民間団体等との連携・協力の強化

による推進体制の整備・充実を図る。

令和6年8月28日
定例庁議
市民部

資料2

(仮称) 青森市男女共同参画プラン (素案)

(令和6年度～令和10年度)

令和 年 月

青 森 市

◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	3
4 青森市総合計画前期基本計画との相関図	4
第2章 計画の基本方向	5
1 男女共同参画社会の形成をめぐる動き	5
2 本市の現状と課題	15
3 計画の理念	36
4 計画の基本方向	36

第2部 各論

第1章 全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり	40
第2章 安心して暮らせる社会づくり	47
第3章 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	57

第3部 推進体制

推進体制	63
------	----

第1部 総論

1 計画策定の目的

本市では、全ての人が、個人としての尊厳が重んじられ、誇りを持ってその個性と能力を十分に発揮することができ、互いに支え合いながら対等に参画できる男女共同参画社会の実現を図るため、平成24年10月に「青森市男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成28年2月には「青森市男女共同参画プラン2020」を策定（令和2年9月一部改定、「青森市男女共同参画プラン」に名称変更）し、各種施策に取り組んできました。

この間、国では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」等の改正や、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行など、様々な法整備が進められると共に、令和2年11月には「第5次男女共同参画基本計画」（以下「第5次基本計画」という。）が策定され、「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」等、目指すべき社会の実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととされています。

こうした中、本市では、令和6年0月、本市のまちづくりの最上位指針である「青森市新総合計画前期基本計画」を策定し、市のあらゆる施策の推進に当たって尊重すべき視点の一つに『「男女共同参画都市」青森宣言』の趣旨を位置づけるとともに、基本政策2「人をまもり・そだてる」政策5「誰もが互いに尊重し、支え合う社会の推進」の施策1に「女性活躍の推進・男女共同参画社会の形成」を掲げ、本市における男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めていくこととしました。

また、本市では、男女共同参画に関する市民及び事業所の意識や実態等を把握するため、令和5年12月に市民1,000人及び市内の事業所200社を対象としたアンケート調査を実施しました。その結果、男女の平等が感じられる場面は限られており、今なお男性が優位だと感じていることが分かりました。社会全体としては、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在しており、男女共同参画社会を実現するための課題は多く残されています。

さらには、性別を問わず、性暴力や、配偶者・パートナーからの暴力の増加・深刻化が懸念されており、これらの暴力は、様々な困難にもつながる深刻な問題となっています。あらゆる暴力の根絶を図るとともに、多様な困難な問題を抱える女性等に対する支援により、全ての人が安心して暮らせるための環境整備を進めることが必要です。併せて、人権が尊重される社会の実現のためには、多様な性のあり方に対する理解を広めるなど、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。こうした課題への対応を含め、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させることが求められています。

このような状況の下、本市におけるこれまでの男女共同参画施策の成果と課題や、国の「第5次基本計画」並びに令和4年2月に青森県において策定した「第5次あおもり男女共同参画プラン」を踏まえつつ、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化等に対応しながら、本市における男女共同参画社会の実現を図るため、今後の取組を示した（仮称）「青森市男女共同参画プラン」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「青森市男女共同参画推進条例」第9条第1項の規定に定める男女共同参画計画であり、「青森市総合計画前期基本計画」基本政策2政策5施策1「女性活躍の推進・男女共同参画社会の形成」を効果的に推進するための個別計画であるとともに、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に定める市町村男女共同参画計画です。

また、本計画は、女性活躍推進法第6条第2項の規定に定める市町村推進計画^{※1}を兼ねるとともに、「青森市男女共同参画推進条例」第26条第1項の規定に定めるドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画^{※2}、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に定める市町村基本計画^{※3}、並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に定める市町村基本計画^{※4}を兼ねるものとしてします。

※1 市町村推進計画…基本方向1-1（3）「企業や各種団体等における女性の積極的登用に向けた働きかけ」及び基本方向1-2「ワーク・ライフ・バランスの実現」、基本方向1-3「雇用等における男女共同参画の推進」、基本方向1-4「農林水産業等における男女共同参画の推進」が該当。

※2 ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画

…基本方向2-1「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が該当。

※3 市町村基本計画

※4 市町村基本計画…基本方向2-2（5）「困難な問題を抱える女性への支援」が該当。

3 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
青森市男女共同参画プラン (平成25年度～平成27年度)	▶															
青森市男女共同参画プラン (平成28年度～令和5年度)				▶												
(仮称) 青森市男女共同参画プラン (令和6年度～令和10年度)												▶				

4 青森市総合計画前期基本計画との関連図



1 男女共同参画社会の形成をめぐる動き

(1) 世界の動き

① 国際婦人年

昭和50(1975)年、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を促すため、国連はこの年を「国際婦人年」と決めました。同年、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」において「世界行動計画」が採択され、昭和51(1976)年から昭和60(1985)年までを「国連婦人の10年」と宣言し、各種施策が推進されました。

② 女子差別撤廃条約

昭和54(1979)年、国連第34回総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(略称：女子差別撤廃条約)が採択され、女性差別をなくすために必要な措置が定められました。

③ ナイロビ将来戦略

昭和60(1985)年、「国連婦人の10年」の最終年にナイロビ世界会議が開催され、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」(略称：ナイロビ将来戦略)が採択されました。

④ 第4回世界女性会議

平成7(1995)年、北京で開催された「第4回世界女性会議」において「行動綱領」が採択され、12の重要分野における戦略目標と各国がとるべき行動が示されました。

⑤ 女性2000年会議

平成12(2000)年、ニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」において「政治宣言」が採択され、「ナイロビ将来戦略」及び北京での「行動綱領」の実施に向けての決意表明がなされるとともに、「行動綱領」の実施促進のため、「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されました。

⑥ 第49回国連婦人の地位委員会

平成17(2005)年、「第49回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、北京会議から10年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議成果文書」の再確認が行われ、これらの完全実施に向けた宣言文が採択されました。

⑦ 第54回国連婦人の地位委員会

平成22（2010）年、「第54回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、北京会議から15年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価が行われ、これらの完全かつ迅速な実施に向けた宣言文が採択されました。

⑧ UN Womenの正式発足

平成23（2011）年、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）が発足しました。

⑨ 第56回国連婦人の地位委員会

平成24（2012）年、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

⑩ 第59回国連婦人の地位委員会

平成27（2015）年、「第59回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、北京会議から20年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価と再確認が行われ、これらの完全かつ効果的で加速化された実施に向けた宣言文が採択されました。

⑪ 持続可能な開発のための2030アジェンダ

平成27（2015）年、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連で採択され、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」とうたわれるとともに、アジェンダで設定された持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールのうち、ゴール5では「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられました。

（2） 国の動き

① 国内行動計画の策定

昭和52（1977）年、「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」が策定され、女性の地位向上に向けての取組指針が示されました。

② 女子差別撤廃条約の批准

昭和56（1981）年、「女子差別撤廃条約」を批准するための諸条件の整備を最重点課題とした「国内行動計画後期重点目標」が決定され、「男女雇用機会均等法」をはじめとする法制面の整備が進められ、昭和60（1985）年、日本は批准国となりました。

③ 新国内行動計画の策定

昭和62（1987）年、「ナイロビ将来戦略」を受けて「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、男女がその能力を十分に発揮して社会の発展を支えていく新たな社会システムが不可欠であることが示されました。

④ 男女共同参画推進本部の設置

平成6（1994）年、全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」が内閣に設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置され、男女共同参画の推進体制が強化されました。

⑤ 男女共同参画2000年プランの策定

平成8（1996）年、「第4回世界女性会議」で採択された行動綱領や男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて国が取り組むべき施策が示されました。

⑥ 男女共同参画社会基本法の制定及び男女共同参画基本計画の策定

平成11（1999）年、男女共同参画社会の実現に向けての法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに基づく法定計画である「男女共同参画基本計画」が平成12（2000）年12月に策定されました。

⑦ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行

平成13（2001）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称：DV防止法）が施行され、都道府県の婦人相談所等において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことや、裁判所が保護命令を発することなどが規定されました。

⑧ 男女共同参画会議及び男女共同参画局の設置

平成13（2001）年、内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行う「男女共同参画会議」及び内部部局として「男女共同参画局」が設置され、男女共同参画の推進体制が強化されました。

⑨ 次世代育成支援対策推進法の施行

平成15（2003）年、「次世代育成支援対策推進法」が施行され、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を整備するための基本理念などが定められました。

⑩ 第2次男女共同参画基本計画の策定

平成17（2005）年、男女共同参画会議からの答申を受け「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する取組などが盛り込まれました。

⑪ 改正男女雇用機会均等法の施行

平成19（2007）年、改正「男女雇用機会均等法」が施行され、性別による差別の禁止範囲の拡大や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止などが盛り込まれました。

⑫ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章等の策定

平成19（2007）年、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民一体となって仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に取り組むための指針が示されました。

⑬ 改正育児・介護休業法の施行

平成21（2009）年、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指して、「育児・介護休業法」が改正されました。従業員数100人以下の中小企業については一部の規定の適用が猶予されていましたが、平成24年7月1日より全面施行となりました。

⑭ 第3次男女共同参画基本計画の策定

平成22（2010）年、男女共同参画会議からの答申及び男女共同参画社会基本法施行後10年の反省を踏まえ、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。実効性のあるアクション・プランとするため、「2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%とする」などの成果目標が設定されました。

⑮ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正

平成25（2013）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされました。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

⑯ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の公布

平成27（2015）年、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され、地方公共団体や労働者301人以上の民間事業主に対して、「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられ、平成28（2016）年4月に全面施行されることになりました。

⑰ 第4次男女共同参画基本計画の策定

平成27（2015）年、男女共同参画会議からの答申を受け「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、強調した視点として、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」などが盛り込まれました。

⑱ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の施行

平成30（2018）年、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどの基本原則などが定められました。

⑱ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正

令和元（2019）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正され、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

⑳ 女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び労働施策総合推進法の改正

令和元（2019）年、「女性活躍推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」及び「労働施策総合推進法」が改正され、「事業主行動計画」の策定・公表の義務の拡大や、事業主のハラスメント防止対策の強化などが定められました。

㉑ 第5次男女共同参画基本計画の策定

令和2（2022）年、男女共同参画会議からの答申を受け「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、強調した視点として、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」などが盛り込まれました。

㉒ 育児・介護休業法の改正

令和3（2021）年、「育児・介護休業法」が改正され、男性の育児休業取得促進のための枠組みの創設や育児休業の分割取得などが定められ、令和4（2022）年4月から段階的に施行されました。

㉓ L G B T理解増進法の施行

令和5（2023）年、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（L G B T理解増進法）」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進のための施策に関する基本理念や国及び地方公共団体の役割などが定められました。

㉔ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行

令和6（2024）年、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務などが定められました。

（3） 青森県の動き

① 女性行政担当窓口の設置

昭和52（1977）年、女性行政担当窓口が生活福祉部児童家庭課に設置されました。

② 青少年婦人室の設置及び青森県婦人行動計画の策定

昭和55（1980）年、女性行政の総合調整を図るため、企画部に青少年婦人室（現：環境生活部青少年・男女共同参画課）が設置されました。また、「青森県婦人行動計画」が策定され、本県における女性に関する施策の基本方向が示されました。

③ 青森県婦人行動計画推進計画の策定

昭和56（1981）年、青少年婦人室が企画部から生活福祉部へ移管となりました。また、「青森県婦人行動計画推進計画」が策定され、「青森県婦人行動計画」の具体的施策の推進が図られました。

④ 新青森県婦人行動計画の策定

平成元（1989）年、「青森県婦人行動計画」の基本的な考え方を継承しつつ、新たな社会環境の変化に対応するため、「新青森県婦人行動計画」が策定されました。

⑤ あおもり男女共同参画プラン21の策定

平成12（2000）年、国における新たな行動計画の策定や関係法令の施行など、女性を取り巻く諸情勢の変化に対応し、「あおもり男女共同参画プラン21」が策定されました。

⑥ 青森県男女共同参画推進条例の制定

平成13（2001）年、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、本県の男女共同参画の一層の推進を図るため、「青森県男女共同参画推進条例」が制定されました。また、本県の男女共同参画推進の拠点施設として「青森県男女共同参画センター（愛称：アピオあおもり）」が設置されました。

⑦ 配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画の策定

平成17（2005）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」が策定され、DVの防止と被害者の保護及び自立支援に関して県が実施する施策が定められました。

⑧ 新あおもり男女共同参画プラン21の策定

平成19（2007）年、県の男女共同参画の推進に関する基本計画として必要な改定が行われ、「新あおもり男女共同参画プラン21」が策定されました。

⑨ 第3次あおもり男女共同参画プラン21の策定

平成24（2012）年、国の「第3次男女共同参画基本計画」との整合性、関係法令の改正等を踏まえ「第3次あおもり男女共同参画プラン21」が策定され、男女共同参画の実現に向けた県の取組をさらに推進するための指針が示されました。

⑩ 第3次青森県DV防止・被害者支援計画の改定

平成26（2014）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、併せて基本方針が改定されたことを踏まえ「第3次青森県DV防止・被害者支援計画（第3次県計画）」が策定されました。

⑪ 第4次あおもり男女共同参画プラン21の策定

平成29（2017）年、男女共同参画社会の実現や女性の活躍推進に向け県の取組をさらに推進するため、「第4次あおもり男女共同参画プラン21」が策定されました。

⑫ 第4次青森県DV防止・被害者支援計画の改定

平成31（2019）年、社会情勢の変化や県の現状等を踏まえて、「第4次青森県DV防止・被害者支援計画」が策定され、「市町村における相談支援体制の強化」や「一時保護所退所後の支援体制の整備」について盛り込まれました。

⑬ あおもり女性活躍推進協議会の設置

平成29（2017）年、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる環境整備を進めるため、「あおもり女性活躍推進協議会」が設置されました。

⑭ 第5次あおもり男女共同参画プランの策定

令和2（2022）年、県の現状や社会情勢の変化等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた県の取組をさらに進めるため、「第5次あおもり男女共同参画プラン」が策定されました。

⑮ 第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画の策定

令和6年（2024）年、DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等が安心して暮らす社会の実現を目指すため、従来のDV防止・被害者支援計画を踏まえ、「第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画」が一体的に策定されました。

（4）本市の動き

① 働く女性の家（愛称：アコール）の設置

昭和48（1973）年、女性労働者の福祉の向上を図ることを目的に、「青森市働く女性の家（愛称：アコール）」（当時は「青森市働く婦人の家」）を設置しました（旧青森市）。



② 婦人青少年課の設置

昭和55（1980）年、女性行政の窓口として、生活環境部に婦人青少年課（現：市民部人権男女共同参画課）を設置しました（旧青森市）。

③ 青森市婦人対策基本計画の策定

昭和58（1983）年、世界行動計画や国・県の行動計画を踏まえた「青森市婦人対策基本計画」を策定し、女性問題の解決と女性の地位・福祉の向上を目指した市の施策の基本方向を示しました（旧青森市）。

④ あおもり女性プラン21の策定

平成7(1995)年、「青森市婦人対策基本計画」の基本的な考え方を継承・発展させ「あおもり女性プラン21」を策定し、女性問題の解決と男女共同参画社会の形成を目指した市の施策の方向を示しました(旧青森市)。

⑤ 「男女共同参画都市」青森宣言

平成8(1996)年、全国で8番目、東北で2番目に「男女共同参画都市」を宣言し、あらゆる分野に男女が共同参画する社会づくりに市を挙げて取り組むことを宣言しました(旧青森市)。



アコール(働く女性の家)に設置された
宣言記念モニュメント

⑥ 男女共同参画プラザ(愛称:カダール)の設置

平成13(2001)年、本市の男女共同参画社会の形成を図る拠点施設として、「青森市男女共同参画プラザ(愛称:カダール)」を設置しました(旧青森市)。



カダール(男女共同参画プラザ)

⑦ 男女共同参画プランあおもりの策定及び日本女性会議2002あおもりの開催

平成14(2002)年、関係法令の整備や国・県による計画の策定を踏まえ「男女共同参画プランあおもり」を策定し、配偶者からの暴力等新たな女性問題に対応し男女共同参画の形成に関する施策のより一層の充実を図りました。また、「日本女性会議2002あおもり」の開催により、男女共同参画の推進に携わる全国の人々が本市に一堂に会しました(旧青森市)。

⑧ なみおか男女共同参画プランの策定

平成16(2004)年、「なみおか男女共同参画プラン」を策定し、旧浪岡町における男女共同参画社会形成の指針を示しました(旧浪岡町)。

⑨ 「新」青森市の誕生

平成17(2005)年、旧青森市と旧浪岡町の合併により、「新」青森市が誕生しました。

⑩ 青森市男女共同参画に関する市民・事業所意識調査等の実施

平成23(2011)年、男女共同参画に関する市民及び事業所の意識や実態等を把握するため、「青森市男女共同参画に関する市民・事業所意識調査」を実施しました。また、「これからの男女共同参画を考えるシンポジウム」を開催し、意識調査の結果について市民と意見を交わしました。

⑪ 青森市男女共同参画プランの策定

平成24(2012)年、市民・事業所意識調査の結果及び国・県の新たな計画の策定を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた本市の今後の取組の方向を示す「青森市男女共同参画プラン」を策定しました。

⑫ 「男女共同参画都市あおもり」シンボルマークの設定

平成25(2013)年、本市が「男女共同参画都市」であることをわかりやすくアピールするため、市民公募によりシンボルマークを設定し、そのシンボルマークを掲載したのぼり旗・横断幕等を作成しました。



⑬ 小学生向け男女共同参画啓発小冊子を作成

平成26(2014)年、子どもの頃から男女共同参画についての理解を促進するため、小学6年生版男女共同参画啓発小冊子を編集・作成し、市内の全小学校へ配付しています。

⑭ 平成26年度第3回青森市民意識調査の実施

平成26(2014)年、男女共同参画に関する市民の意識や実態等を把握するため、「平成26年度第3回青森市民意識調査」を実施しました。

⑮ 中学生向け男女共同参画啓発小冊子を作成

平成27(2015)年、子どもの頃から男女共同参画についての理解を促進するため、昨年度の小学生向け啓発小冊子に引き続き、中学3年生版男女共同参画啓発小冊子を編集・作成し、市内の全中学校へ配付しています。

⑯ 青森市配偶者暴力相談支援センターを開設

平成27(2015)年、支援を必要とするDV被害相談者の立場に立ったワンストップ支援を行うため、青森市配偶者暴力相談支援センターを開設しました。

⑰ 青森市男女共同参画に関する事業所意識調査の実施

平成27(2015)年、男女共同参画に関する事業所の意識や実態等を把握するため、「青森市男女共同参画に関する事業所意識調査」を実施しました。

⑱ 「青森市男女共同参画プラン2020」の策定

平成28(2016)年、平成24年に策定した「青森市男女共同参画プラン」の計画期間が平成27年度で終期を迎えることから、国の新たな計画の策定や市民・事業所意識調査の結果を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた本市の今後の取組の方向を示す「青森市男女共同参画プラン2020」を策定しました。

⑲ 「青森市男女共同参画推進条例」を制定

平成30(2018)年、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図るため、「青森市男女共同参画推進条例」を制定しました。

⑳ 青森市男女共同参画推進表彰の実施

平成30（2018）年、男女共同参画の推進に貢献している市民等を表彰し、その取組を周知することで、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、男女共同参画に関する取組を推進するため、青森市男女共同参画推進表彰を実施しています。

㉑ 青森市男女共同参画推進会議を設置

平成30（2018）年、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、庁内の関係課長等で組織する青森市男女共同参画推進会議を設置しました。

㉒ 青森市男女共同参画審議会を設置

平成30（2018）年、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、青森市男女共同参画審議会を設置しました。

㉓ 「青森市男女共同参画プラン2020」の一部改定

令和2（2020）年、平成31年に策定した「青森市総合計画前期基本計画」に基づき、「青森市男女共同参画プラン2020」の一部改定を行い、文言の追記や修正、計画期間の延長等を行うとともに、名称を「青森市男女共同参画プラン」としました。

㉔ 「（仮称）青森市男女共同参画プラン」の策定

令和6（2024）年、令和6年に策定した「青森市総合計画前期基本計画」に基づき、国・県の計画や市民・事業所アンケートの結果等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた本市の今後の取組の方向を示す「（仮称）青森市男女共同参画プラン」を策定しました。

2 本市の現状と課題

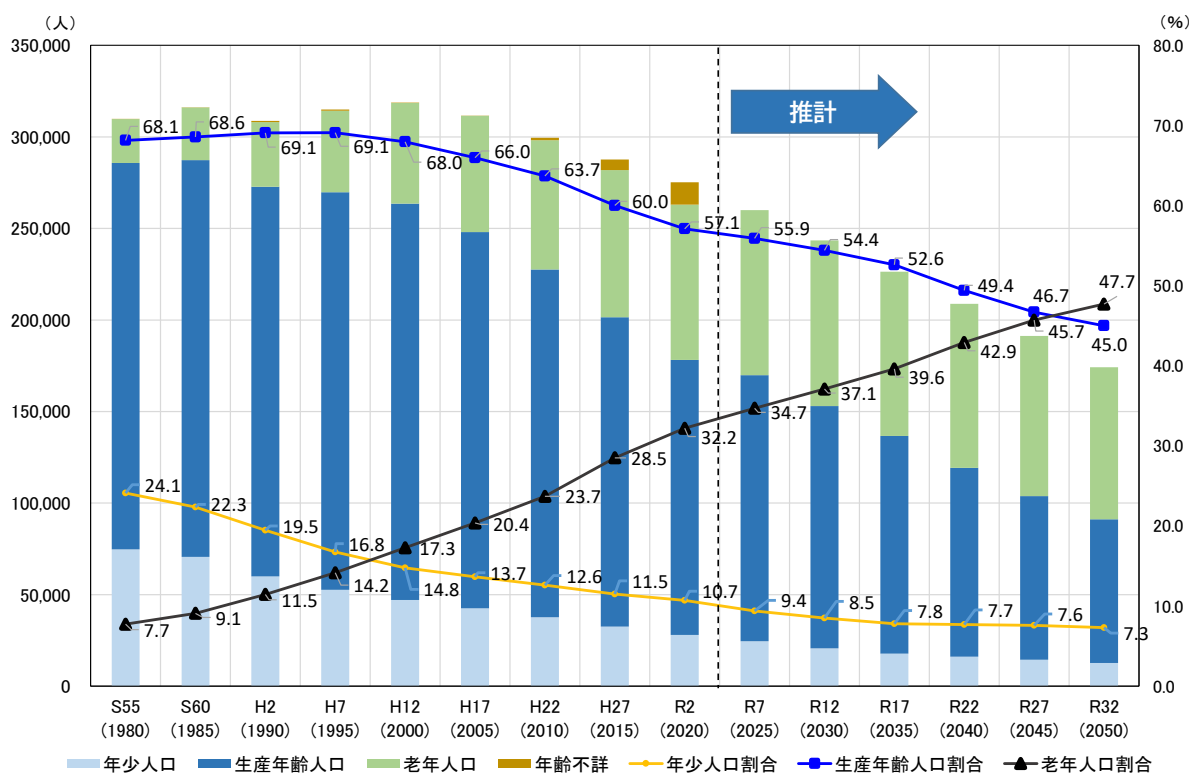
(1) 社会・経済情勢

① 人口推移

本市の人口は、平成12（2000）年の318,732人をピークに減少傾向にあり、平成22（2010）年には、299,520人と30万人を割り込みました。

また、年齢3区分別の人口割合について、生産年齢人口（15～64歳）割合は平成7（1995）年をピークに減少に転じており、平成12（2000）年には、年少人口（0～14歳）割合と老年人口（65歳以上）割合が逆転しています。（図1）

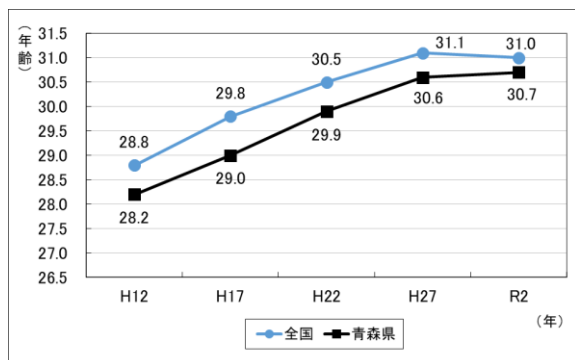
図1 人口の推移と将来人口推計



令和2年以前は総務省「国勢調査」、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年12月推計）」より作成

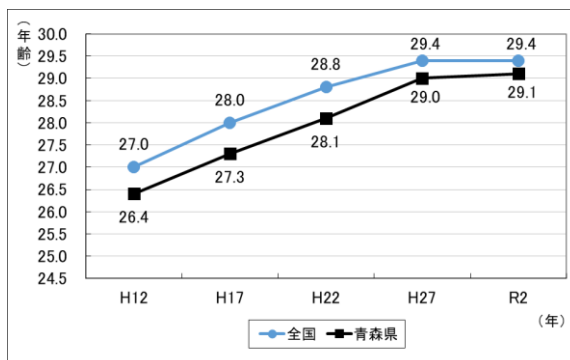
全国及び青森県の平均初婚年齢は、男女ともに年々高くなる傾向にあり、晩婚化が進行しています。(図2・図3)

図2 男性の平均初婚年齢の推移



厚生労働省「人口動態統計」より作成

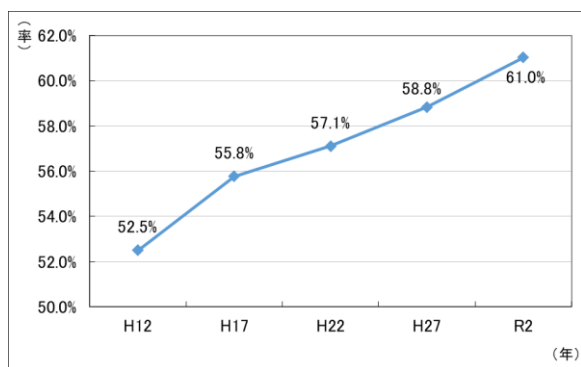
図3 女性の平均初婚年齢の推移



厚生労働省「人口動態統計」より作成

本市の25～34歳の未婚率の推移を見ると、男女ともに年々上昇しており、未婚化が進んでいることがわかります。(図4・図5)

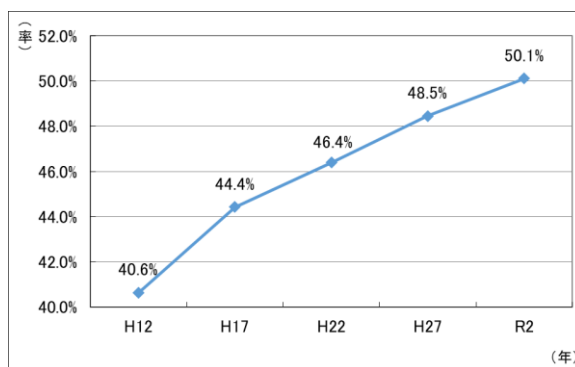
図4 25～34歳の未婚率の推移(本市男性)



総務省「国勢調査」より作成

※平成12年の数値は旧青森市と旧浪岡町の合算

図5 25～34歳の未婚率の推移(本市女性)



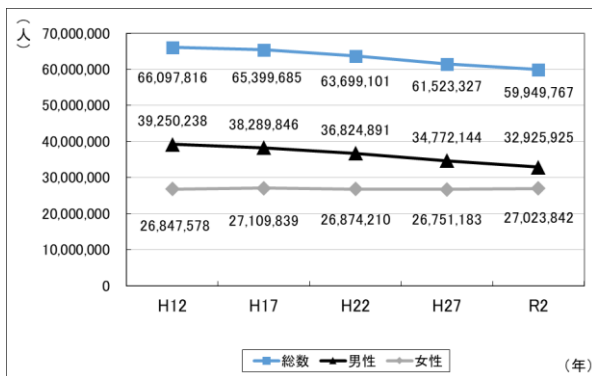
総務省「国勢調査」より作成

※平成12年の数値は旧青森市と旧浪岡町の合算

② 就業構造等

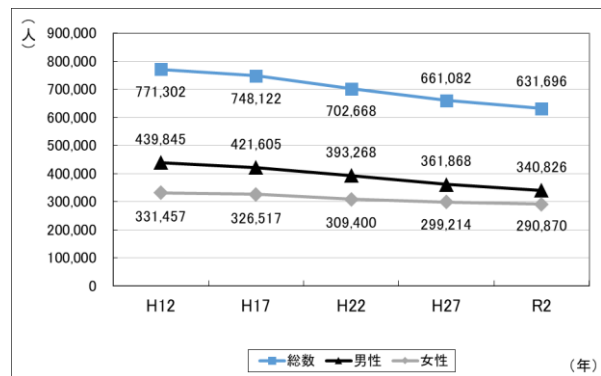
少子高齢化の進行に伴い、全国、青森県、本市のいずれにおいても、労働力人口の減少が進んでおり（図6・図7・図8）、経済社会の持続・発展のためには、女性をはじめとする多様な人材を活用することが必要不可欠となってきています。また、女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画することは、消費者ニーズが多様化する中で、持続的に新たな魅力や価値を創造し、地域経済を活性化していくためにも重要な意味を持っています。

図6 労働力人口の推移（全国）



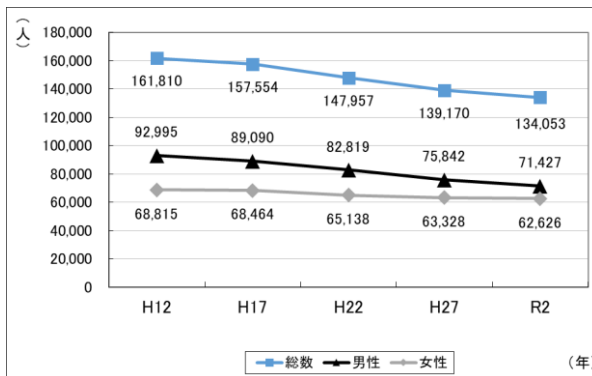
総務省「国勢調査」より作成

図7 労働力人口の推移（青森県）



総務省「国勢調査」より作成

図8 労働力人口の推移（本市）

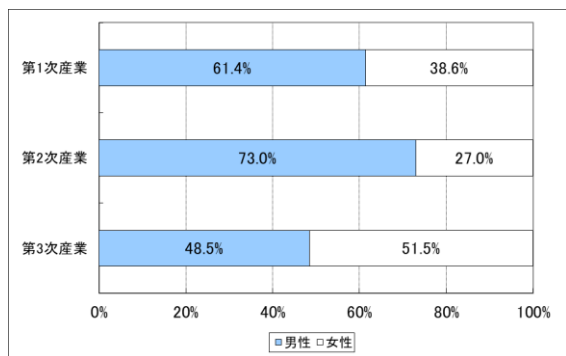


総務省「国勢調査」より作成

※労働力人口…15歳以上の就業者+完全失業者

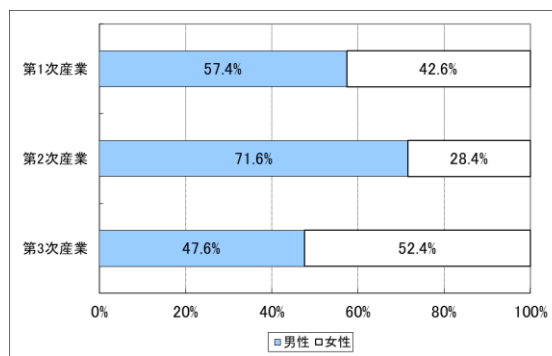
産業別の就業者の男女比を見ると、全国、青森県、本市のいずれにおいても、第3次産業で男女比がおよそ半々になっており、女性の割合が最も高くなっています。(図9・図10・図11) また、青森県及び本市においては、第1次産業に従事する女性の割合が全国に比べてやや高くなっています。本市では、農業従事者の約半数を女性が占めており(図12)、生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしています。

図9 産業別の就業者の男女比(令和2年・全国)



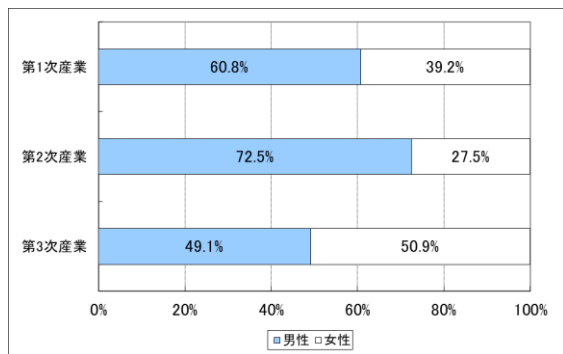
総務省「国勢調査」より作成

図10 産業別の就業者の男女比(令和2年・青森県)



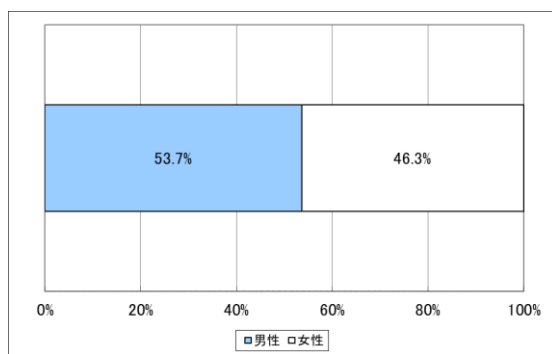
総務省「国勢調査」より作成

図11 産業別の就業者の男女比(令和2年・本市)



総務省「国勢調査」より作成

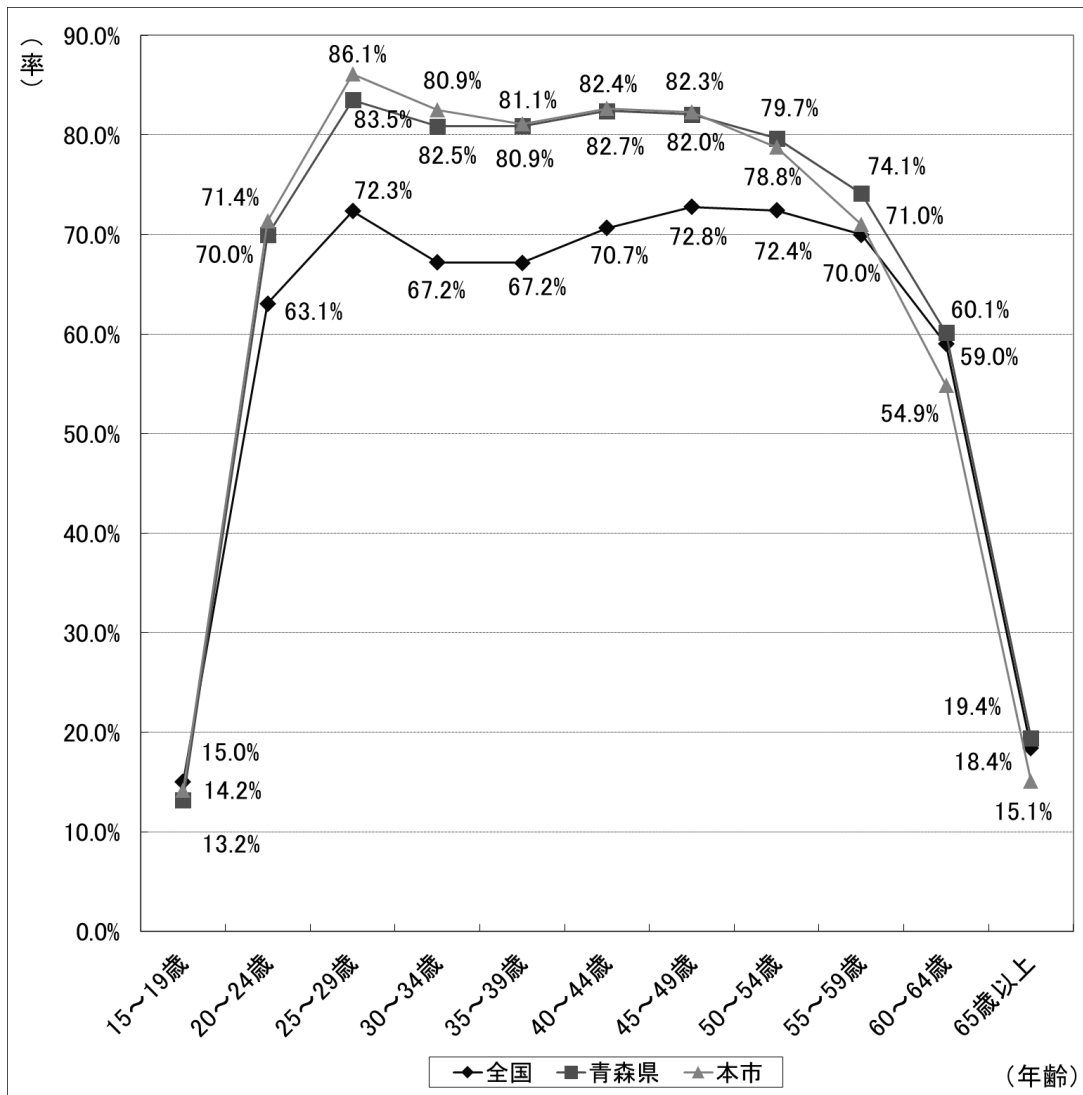
図12 本市の農業従事者数の男女比



青森県「2020年農林業センサス農林業経営体調査青森県結果書」より作成

年齢層別に見た女性の労働力率は、20代後半と40代後半の2つのピークを持つ、いわゆる「M字カーブ」を描くことで知られています（図13）。この「M字カーブ」は、出産や育児を機にいったん離職し、育児が終わってから再び働き出す女性が多いことを反映しており、女性が働き続けることの難しさを示しています。本市においても30代までは、全国と同様の傾向が見られますが、その後は横ばい状態となっており、60代以降に就業している割合は、全国に比べて低くなっております。

図13 年齢層別の女性の労働力率（令和2年）

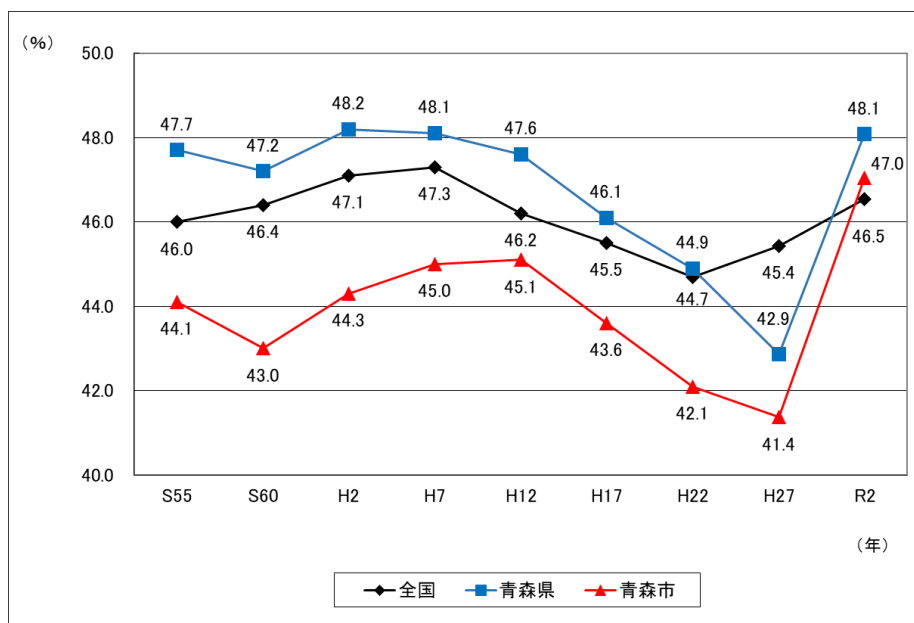


総務省「国勢調査」より作成

※年齢層別の労働力率…各年齢層の（就業者+完全失業者）/各年齢層の総人口

本市の女性就業率は、全国・青森県より低く、平成12年以降は減少傾向で推移していましたが、直近では全国と同程度に増加しています。（図14）

図14 女性就業率の推移

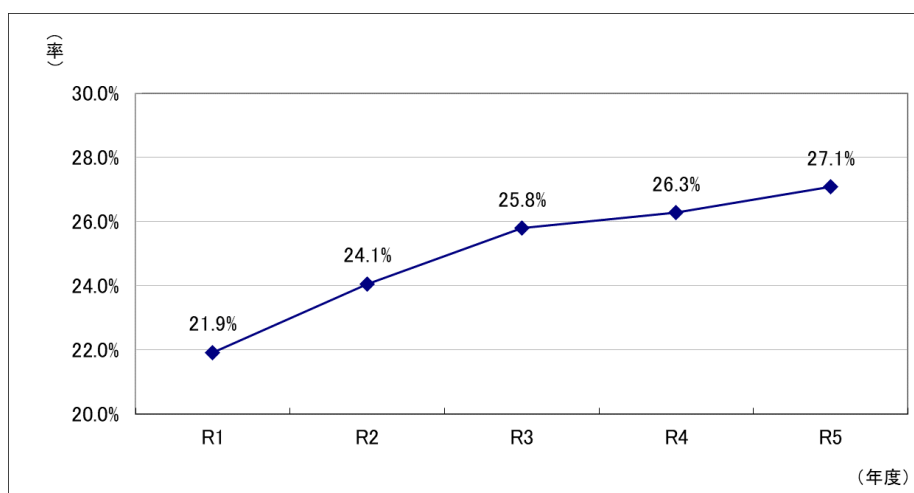


総務省「国勢調査」より作成

③ 市の附属機関における女性の割合

市の附属機関における女性委員の比率は増加傾向で推移していますが（図15）、前「青森市男女共同参画プラン」における指標「市の附属機関における女性委員の割合」の目標値（令和5年度で30%）に達していないことから、積極的に女性の参画拡大を図る必要があります。

図15 市の附属機関の委員における女性の比率

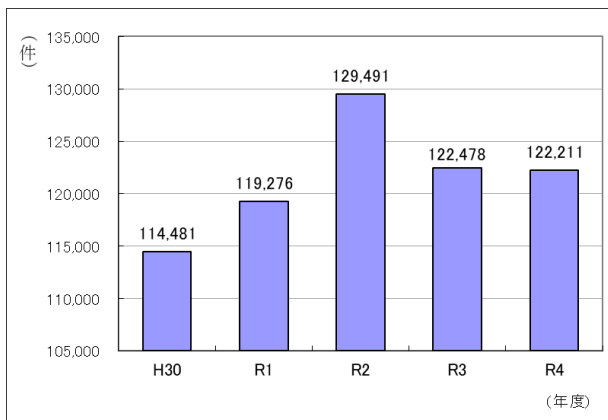


人権男女共同参画課調べ

④ 女性に対する暴力

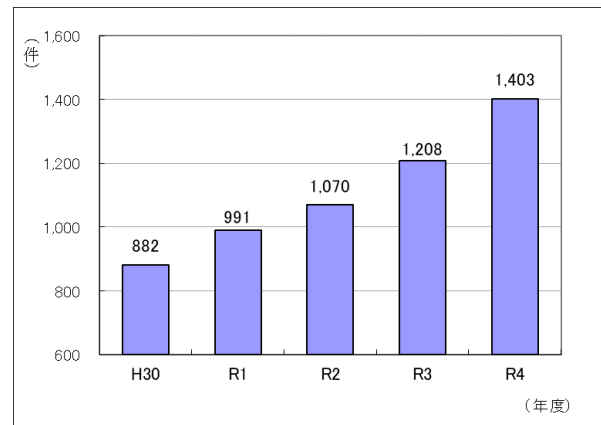
全国及び県内の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は増加傾向にあります。(図16・17)本市では、平成27年度に「青森市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、支援を必要とするDV(ドメスティック・バイオレンス)※被害相談者の立場に立ったワンストップ支援を行っており、令和5年度は、延べ647件の相談に対応しています。(図18)

図16 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数(全国)



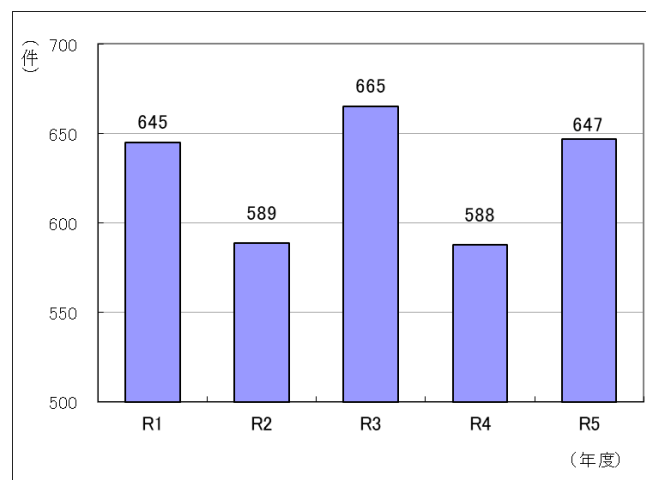
内閣府男女共同参画局資料より作成

図17 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数(青森県)



青森県「青森県の男女共同参画の現状と施策」より作成

図18 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数(青森市)



人権男女共同参画課調べ

※DV(ドメスティック・バイオレンス): 夫婦・恋人などパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力や、脅す、大声でののしる、無視するなどの精神的苦痛のほか、経済的苦痛や性的苦痛を与える行為もDVに含まれます。

⑤ 女性相談の状況

青森市男女共同参画プラザ「カダール」※が実施している「女性の悩み相談」における相談件数は、増加傾向にあります。(図19)

また、令和5年度では、相談者の年齢層は30代が最も多く(図20)、相談内容は「こころ」が最も多いほか、「DVを含む夫婦関係」、「親子・家庭」など、多岐にわたっています。(図21)

図19 男女共同参画プラザ「女性の悩み相談」相談件数(相談方法別)

		面接相談			電話相談			合計		
		新規	再来	小計	新規	再来	小計	新規	再来	合計
R1	延べ件数	29	17	46	58	33	91	87	50	137
	割合	21.2%	12.4%	33.6%	42.3%	24.1%	66.4%	63.5%	36.5%	100.0%
R2	延べ件数	26	19	45	58	23	81	84	42	126
	割合	20.6%	15.1%	35.7%	46.0%	18.3%	64.3%	66.7%	33.3%	100.0%
R3	延べ件数	15	1	16	55	60	115	70	61	131
	割合	11.5%	0.8%	12.2%	42.0%	45.8%	87.8%	53.4%	46.6%	100.0%
R4	延べ件数	14	4	18	61	60	121	75	64	139
	割合	10.1%	2.9%	12.9%	43.9%	43.2%	87.1%	54.0%	46.0%	100.0%
R5	延べ件数	19	23	42	67	78	145	86	101	187
	割合	10.2%	12.3%	22.5%	35.8%	41.7%	77.5%	46.0%	54.0%	100.0%

人権男女共同参画課調べ

図20 男女共同参画プラザ「女性の悩み相談」相談件数(年齢別)

		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
		R1	延べ件数	0	5	21	21	48	13	22
	割合	0.0%	3.7%	15.3%	15.3%	35.0%	9.5%	16.1%	5.1%	100.0%
R2	延べ件数	1	9	17	15	35	15	17	17	126
	割合	0.8%	7.1%	13.5%	11.9%	27.8%	11.9%	13.5%	13.5%	100.0%
R3	延べ件数	0	6	27	40	20	22	8	8	131
	割合	0.0%	4.6%	20.6%	30.5%	15.3%	16.8%	6.1%	6.1%	100.0%
R4	延べ件数	0	5	27	29	23	16	11	28	139
	割合	0.0%	3.6%	19.4%	20.9%	16.6%	11.5%	7.9%	20.1%	100.0%
R5	延べ件数	0	14	55	46	14	35	20	3	187
	割合	0.0%	7.5%	29.4%	24.6%	7.5%	18.7%	10.7%	1.6%	100.0%

人権男女共同参画課調べ

図21 男女共同参画プラザ「女性の悩み相談」相談件数(主訴別)

		生き方	こころ	からだ	就労・職場	夫婦関係(DV含む)	親子・家庭	人間関係	性・性被害	暮らし・法律	セクシュアリティ	その他	合計
		R1	件数	4	23	3	9	26	31	16	2	13	1
	割合	2.9%	16.8%	2.2%	6.6%	19.0%	22.6%	11.7%	1.4%	9.5%	0.7%	6.6%	100.0%
R2	件数	2	12	4	4	35	29	15	2	12	0	11	126
	割合	1.6%	9.5%	3.2%	3.2%	27.8%	23.0%	11.9%	1.6%	9.5%	0.0%	8.7%	100.0%
R3	件数	3	24	9	10	28	28	14	5	5	0	5	131
	割合	2.3%	18.3%	6.9%	7.6%	21.4%	21.4%	10.7%	3.8%	3.8%	0.0%	3.8%	100.0%
R4	件数	5	8	1	11	30	36	27	8	3	3	7	139
	割合	3.6%	5.8%	0.7%	7.9%	21.5%	25.9%	19.4%	5.8%	2.2%	2.2%	5.0%	100.0%
R5	件数	2	47	0	14	39	31	27	5	10	1	11	187
	割合	1.1%	25.1%	0.0%	7.5%	20.9%	16.6%	14.4%	2.7%	5.3%	0.5%	5.9%	100.0%

人権男女共同参画課調べ

※カダール(男女共同参画プラザ):平成13年に開館した、市の男女共同参画推進の拠点施設(新町一丁目3番7号アウガ5階)。施設の愛称「カダール」は、津軽弁で仲間になるという意味の「かだる」と、ともに「語り合う」という意味を表しています。

⑥ 男性相談・性的マイノリティ相談の状況

青森市男女共同参画プラザ「カダール」が実施している「男性の悩み相談」における令和5年度の相談件数は、相談者の年齢層では30代が最も多く（図22）、相談内容では「人間関係」が最も多いほか、「暮らし・法律」、「こころ」など、多岐にわたっています。（図23）

図22 男女共同参画プラザ「男性の悩み相談」相談件数（年齢別）

		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	総計
R4	延べ件数	0	4	8	1	4	0	0	1	18
	割合	0.0%	22.2%	44.4%	5.6%	22.2%	0.0%	0.0%	5.6%	100.0%
R5	延べ件数	0	0	24	6	3	1	0	0	34
	割合	0.0%	0.0%	70.6%	17.6%	8.8%	2.9%	0.0%	0.0%	100.0%

図23 男女共同参画プラザ「男性の悩み相談」相談件数（主訴別）

		生き方	こころ	からだ	就労・職場	夫婦関係(DV含む)	親子・家庭	人間関係	性・性被害	暮らし・法律	セクシュアリティ	その他	合計
R4	件数	1	0	0	3	6	1	3	0	0	0	4	18
	割合	5.6%	0.0%	0.0%	16.7%	33.3%	5.6%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	100.0%
R5	件数	1	4	1	2	3	3	9	0	5	2	4	34
	割合	2.9%	11.8%	2.9%	5.9%	8.8%	8.8%	26.5%	0.0%	14.7%	5.9%	11.8%	100.0%

青森市男女共同参画プラザ「カダール」が実施している「性的マイノリティにじいる電話相談」における相談件数は増加傾向にあり（図24）、令和5年度では、相談者の年齢層は50代が最も多く（図24）、相談内容は「セクシュアリティ」が最も多く、次に「人間関係」が多くなっています。（図25）

図24 男女共同参画プラザ「性的マイノリティにじいる電話相談」相談件数（年齢別）

		10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
R1	延べ件数	0	22	71	157	83	14	2	1	15	365
	割合	0.0%	6.0%	19.5%	43.0%	22.7%	3.9%	0.5%	0.3%	4.1%	100.0%
R2	延べ件数	0	23	48	90	77	19	1	0	9	267
	割合	0.0%	8.6%	18.0%	33.7%	28.8%	7.1%	0.4%	0.0%	3.4%	100.0%
R3	延べ件数	0	26	48	112	69	16	6	0	16	293
	割合	0.0%	8.9%	16.4%	38.2%	23.5%	5.5%	2.0%	0.0%	5.5%	100.0%
R4	延べ件数	0	20	39	113	46	34	7	0	41	300
	割合	0.0%	6.7%	13.0%	37.7%	15.3%	11.3%	2.3%	0.0%	13.7%	100.0%
R5	延べ件数	0	26	51	53	68	109	8	0	26	341
	割合	0.0%	7.6%	15.0%	15.5%	20.0%	32.0%	2.3%	0.0%	7.6%	100.0%

図25 男女共同参画プラザ「性的マイノリティにじいる電話相談」相談件数（主訴別）

		セクシュアリティ	性の健康	人間関係	心身の疾病	犯罪被害者・加害	暮らし	仕事	法的・行政	その他	合計
R1	件数	118	23	123	19	2	2	9	1	68	365
	割合	32.3%	6.3%	33.7%	5.2%	0.5%	0.5%	2.5%	0.3%	18.6%	100.0%
R2	件数	66	24	98	14	0	0	3	0	62	267
	割合	24.7%	9.0%	36.7%	5.2%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	23.2%	100.0%
R3	件数	90	39	78	6	1	0	8	0	71	293
	割合	30.7%	13.3%	26.6%	2.1%	0.3%	0.0%	2.7%	0.0%	24.2%	100.0%
R4	件数	96	20	73	14	1	1	5	0	90	300
	割合	32.0%	6.7%	24.3%	4.7%	0.3%	0.3%	1.7%	0.0%	30.0%	100.0%
R5	件数	122	31	83	20	1	0	4	0	80	341
	割合	35.8%	9.1%	24.3%	5.9%	0.3%	0.0%	1.2%	0.0%	23.5%	100.0%

(2) 市民ニーズ

① 男女共同参画に関する市民アンケートの結果の概要

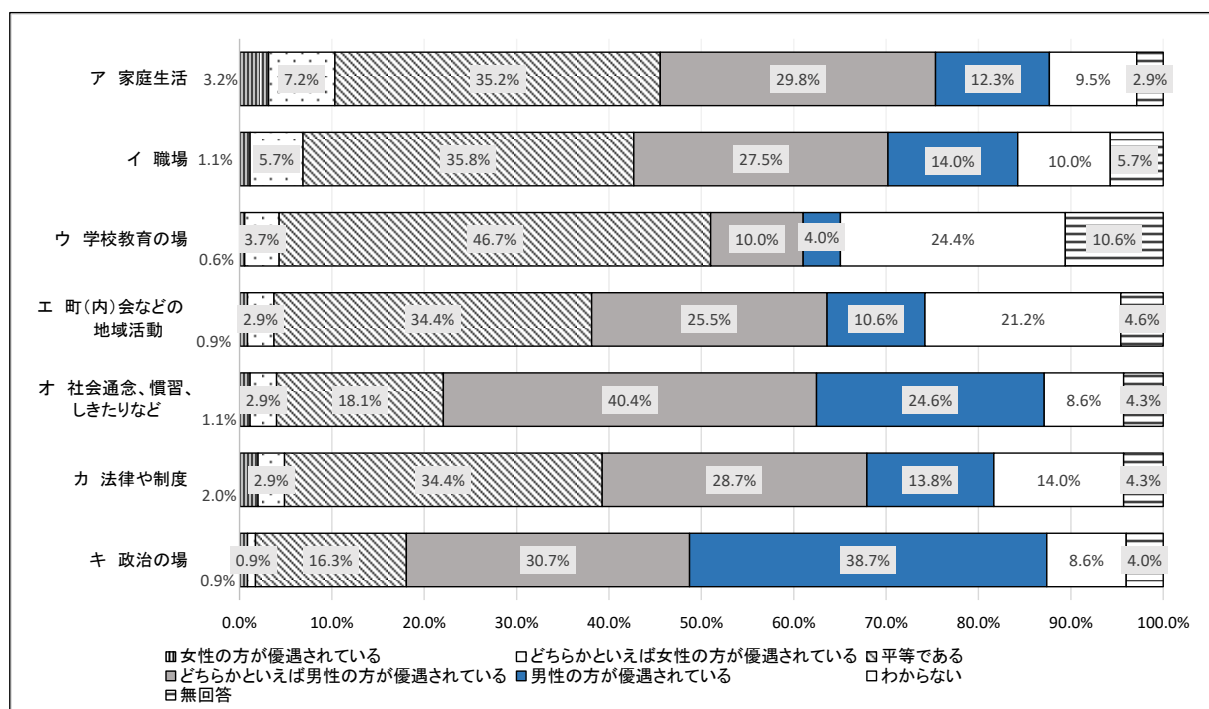
市では、令和5年12月から令和6年1月にかけて、男女共同参画に関する青森市民の意識や実態等を把握するためのアンケートを実施しました。

調査名称	男女共同参画に関する市民アンケート
調査対象	市内に在住する満16歳以上の男女
標本数	1,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	返信用封筒同封による郵送（無記名、自記式）、郵送またはオンラインにて回収
調査期間	令和5年12月22日から令和6年1月19日まで
有効回収率	34.9%

(ア) 男女共同参画に関する意識について

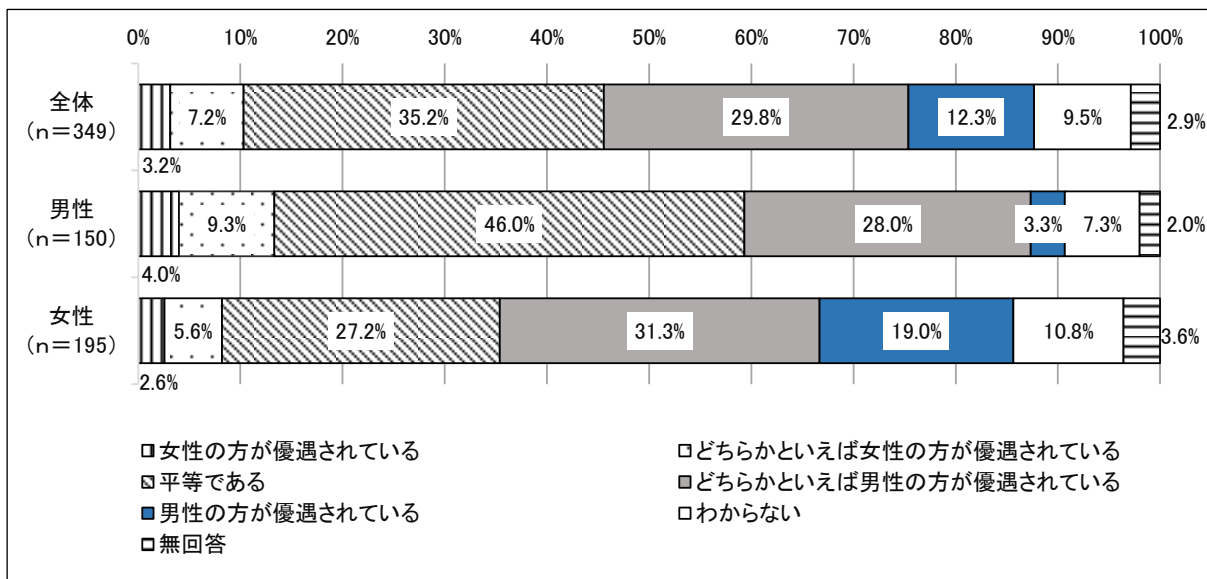
分野別の男女の地位の平等感について聞いたところ、「平等である」と回答した割合が最も高かったのは「学校教育の場」（46.7%）で、最も低かったのは「政治の場」（16.3%）でした。いずれの分野においても、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた回答の割合が高く、実際に男女の平等が実現している場面は未だ限られていることがわかります。（図26）

図26 分野別の男女の地位の平等感



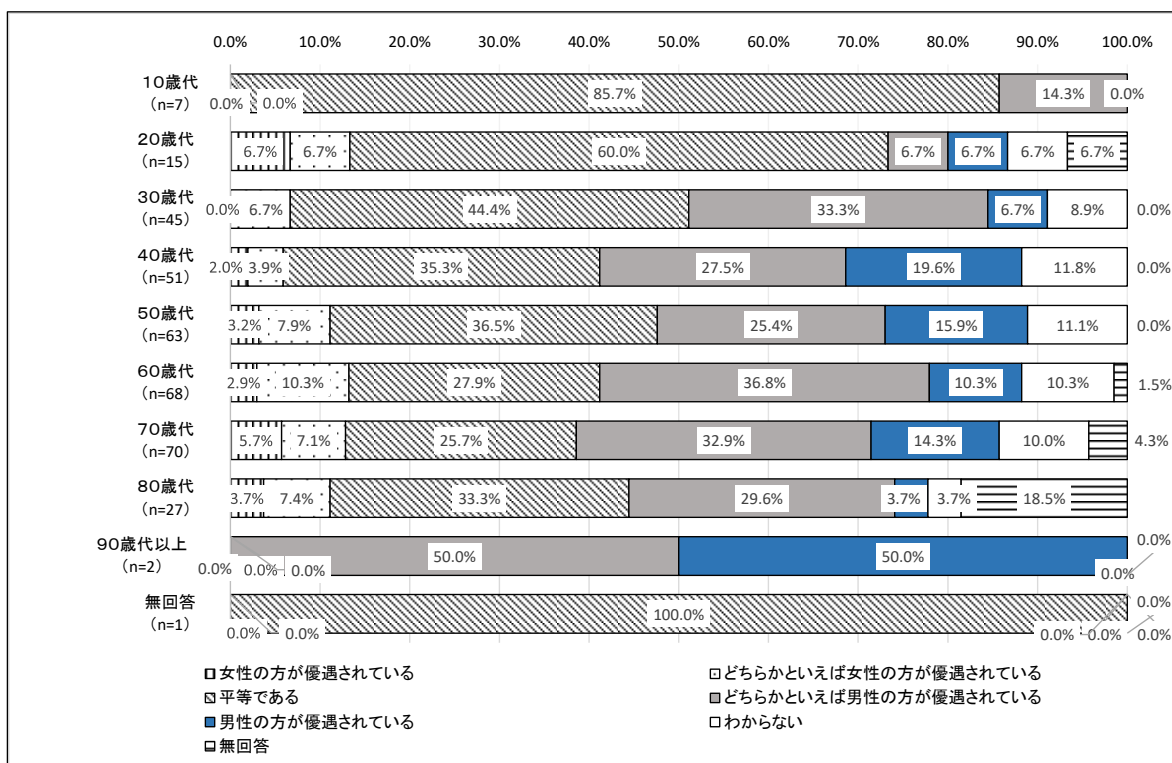
家庭生活における平等感を男女別に見ると、男性では「平等である」と答えた割合が46.0%であるのに対し、女性では27.2%となっており、18.8ポイントの差があります。また、女性では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた割合が最も高く、男女間で意識に差があることが分かります。(図27)

図27 家庭生活における男女の地位の平等感【男女別】



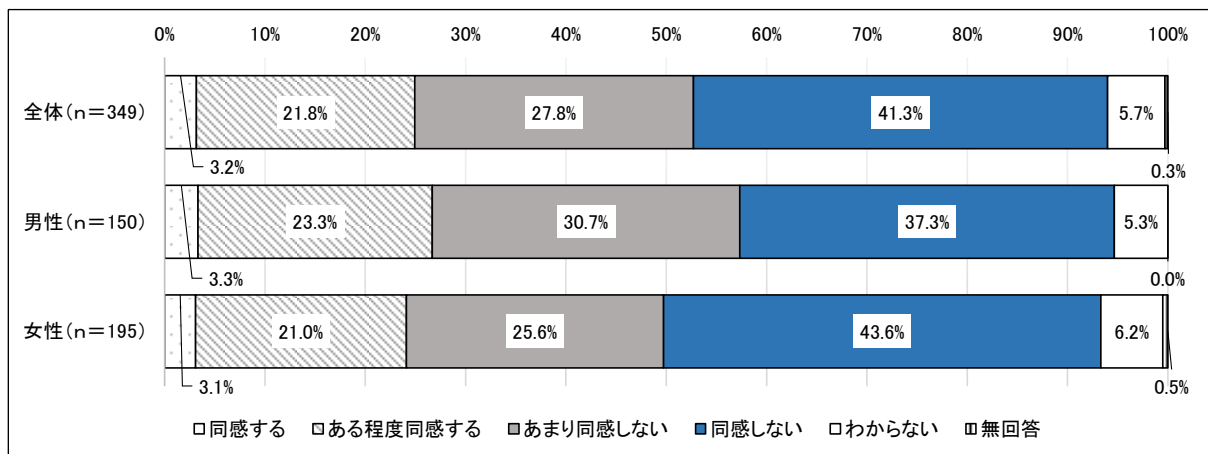
また、年齢別では、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合わせた回答の割合は、年齢層によって差がありますが、いずれの年齢層でも高くなっています。(図28)

図28 家庭生活における男女の地位の平等感【年齢別】



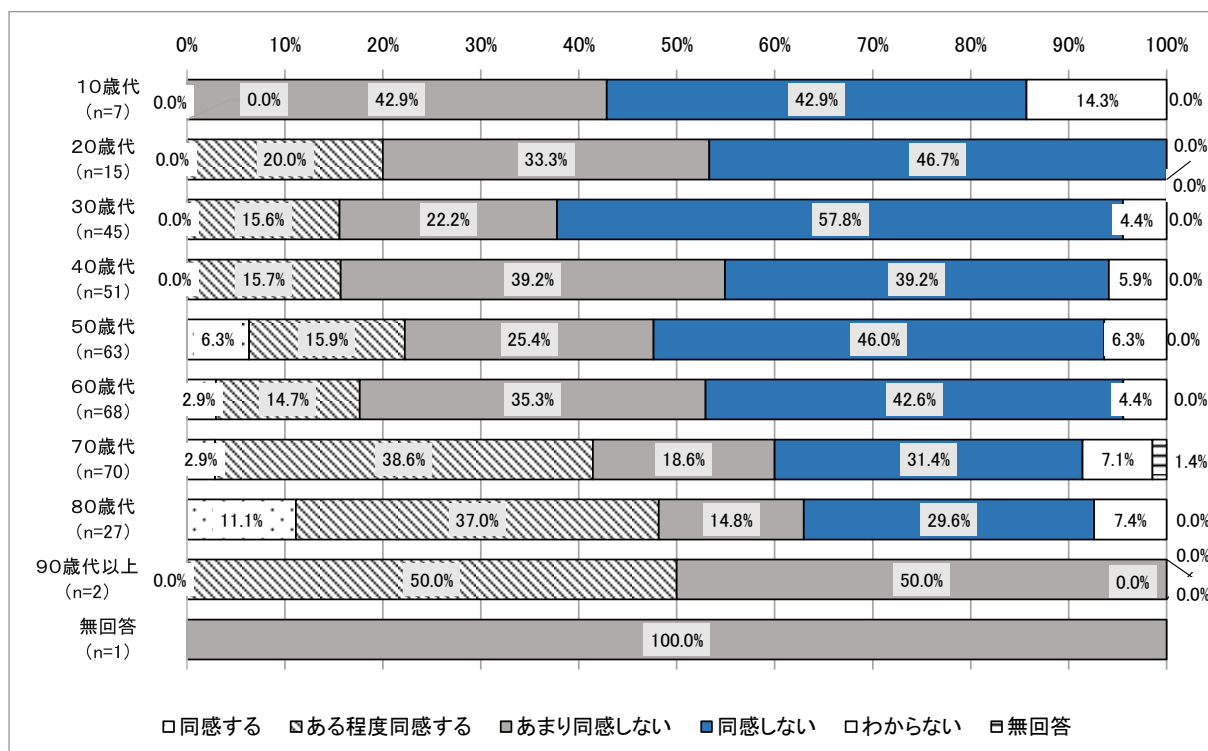
固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」などという考え方）についてどう思うか聞いたところ、回答者全体、男女別のいずれも「同感しない」または「あまり同感しない」と答えた割合が6割以上と高くなっています。（図29）

図29 固定的性別役割分担意識についてどう思うか【男女別】



年齢別では、70歳代以上は「ある程度同意する」が最も多く、60歳代以下は「同感しない」が最も多くなっています。（図30）

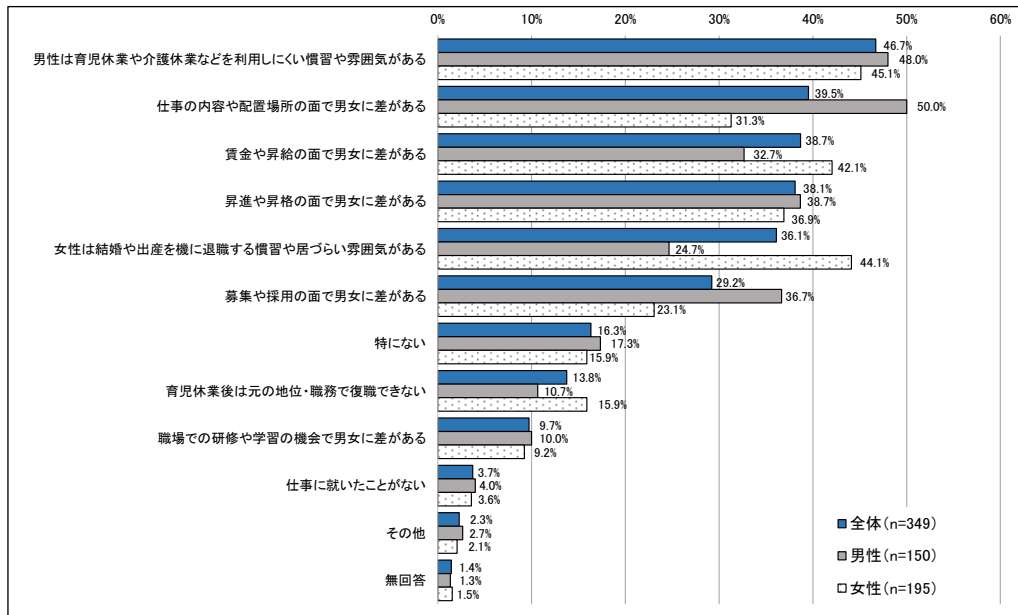
図30 固定的性別役割分担意識についてどう思うか【年齢別】



(イ) 仕事、家庭、地域活動における男女共同参画について

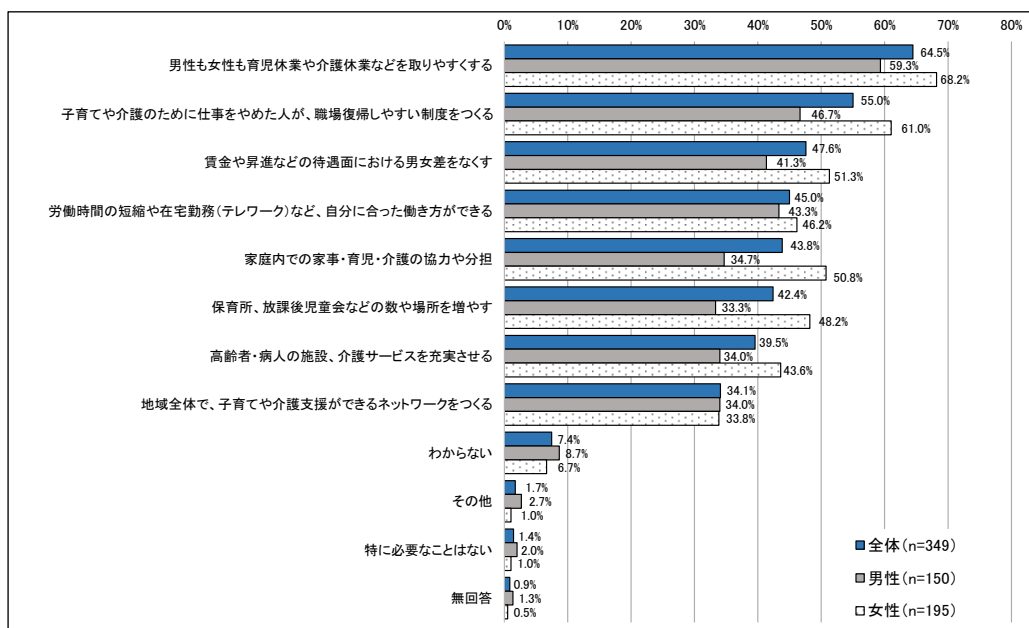
仕事や就職活動における男女差について聞いたところ、男性は「仕事の内容や配置場所の面で男女に差がある」や「男性は育児休業や介護休業などを利用しにくい慣習や雰囲気がある」などが多く、女性は「男性は育児休業や介護休業などを利用しにくい慣習や雰囲気がある」や「女性は結婚や出産を機に退職する慣習や居づらい雰囲気がある」などが多くなっています。(図31)

図31 仕事や就職活動における男女差



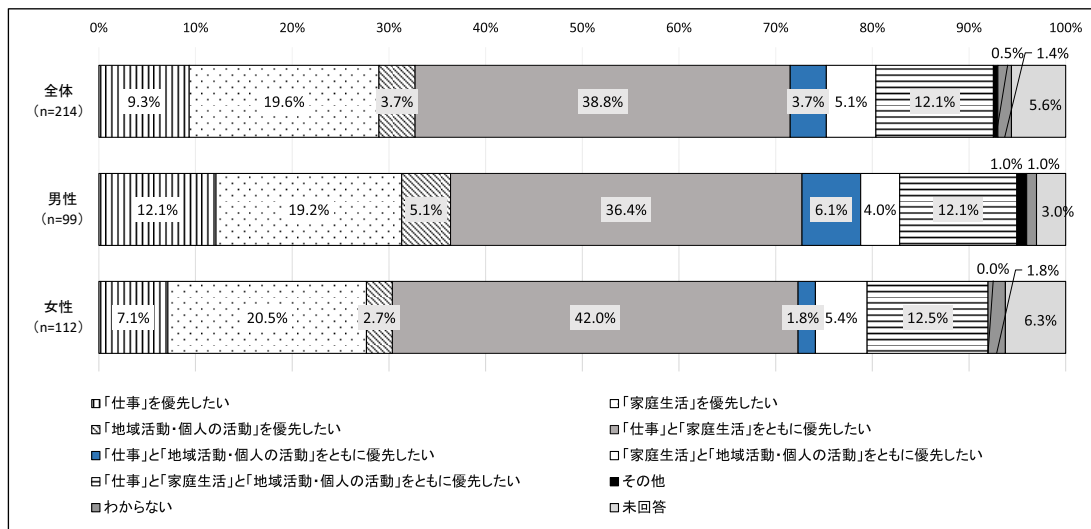
働きやすい環境づくりのために必要なことを聞いたところ、男性・女性ともに「男性も女性も育児休業や介護休業などを取りやすくする」や、「子育てや介護のために仕事をやめた人が、職場復帰しやすい制度をつくる」などが多くなっています。(図32)

図32 働きやすい環境づくりのために必要なこと



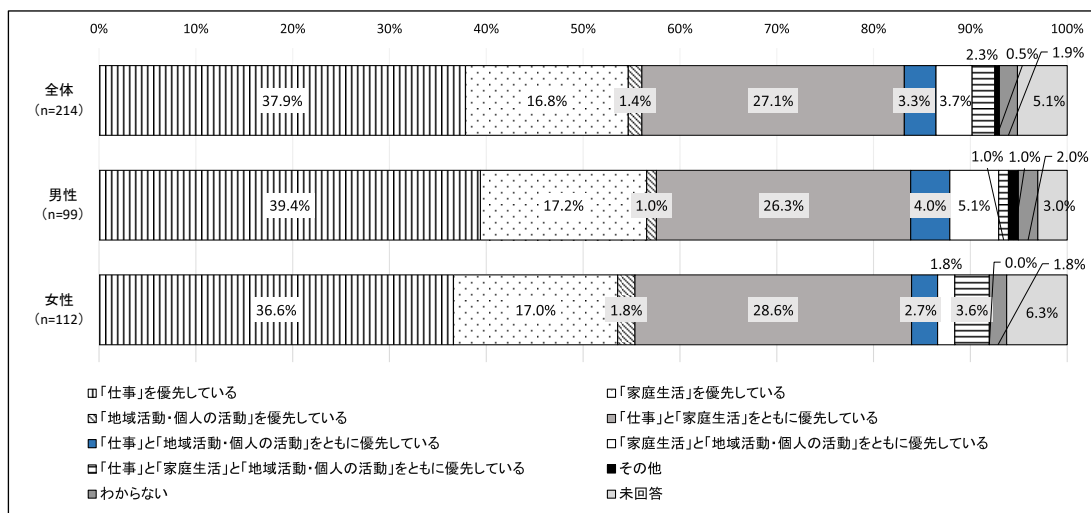
「仕事」、「家庭生活」、「地域活動・個人の活動」の優先度について聞いたところ、希望としては、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』が全体の38.8%で最も高くなっています。(図33)

図33 生活の中での優先度（希望）



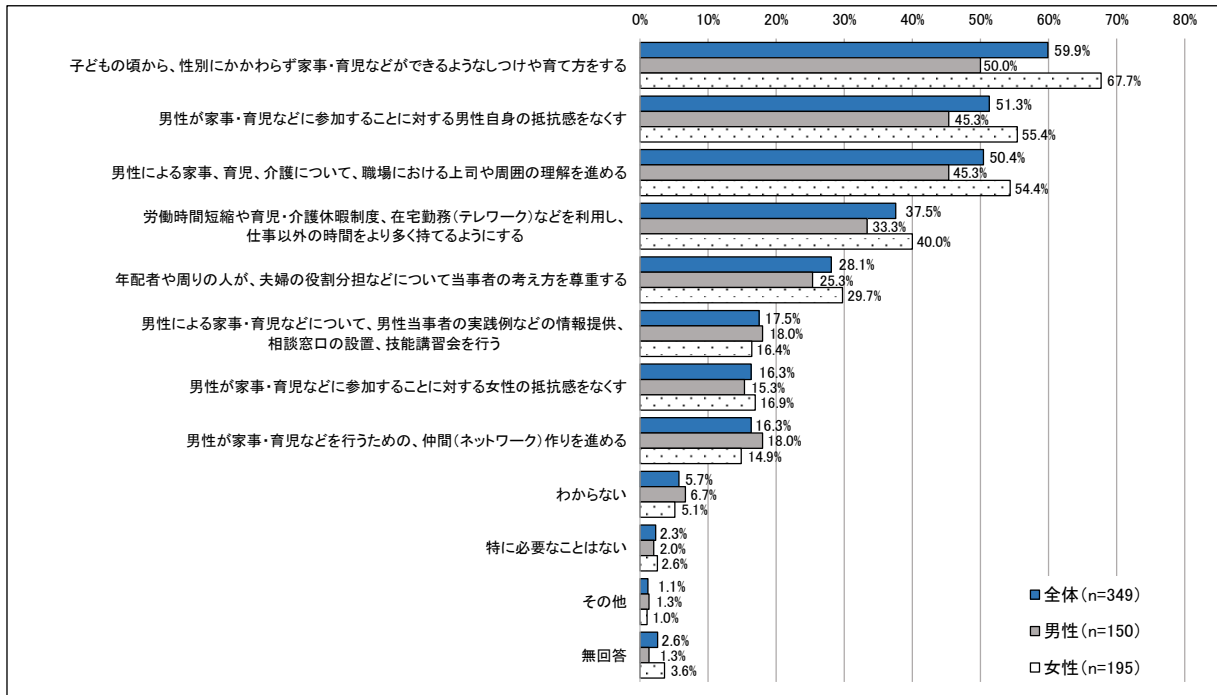
これに対し現状は、『「仕事」を優先している』と答えた方が全体の37.9%で最も高く、希望と現状には相違があることがわかります。(図34)

図34 生活の中での優先度（現状）



男性が育児や介護、家事などに積極的に参画していくために必要だと思うことについて聞いたところ、「子どもの頃から、性別にかかわらず家事・育児などができるようなしつけや育て方をする」(59.9%)、「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」(51.3%)、「男性による家事、育児、介護について、職場における上司や周囲の理解を進める」(50.4%)といった項目が上位となっており、男性の家庭参加を促すためには、子どもの頃からの教育や、男性自身の意識改革、職場の理解などが求められていることがわかります。(図35)

図35 男性が家庭生活などに積極的に参画していくために必要なこと



(ウ) 配偶者やパートナーからの暴力について

DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けた経験の有無について聞いたところ、男性の4.7%、女性の17.9%が受けたことがあると答えています。（図36）

また、受けたことがあるという回答者のうち、男性では85.7%、女性では65.7%が、受けた行為について「相談しなかった」と答えています。（図37）

図36 DVを受けた経験

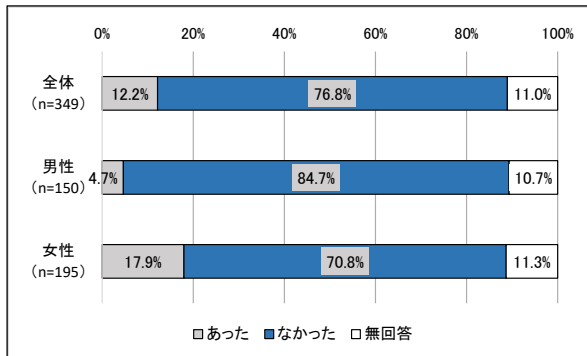
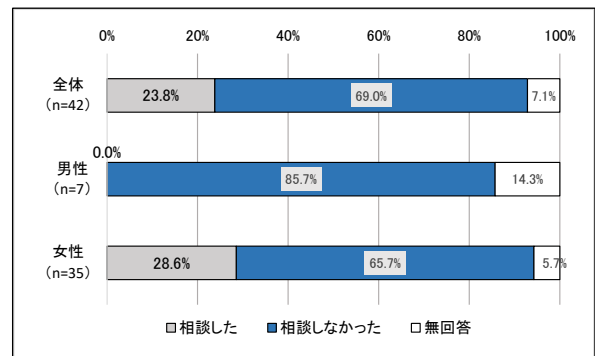


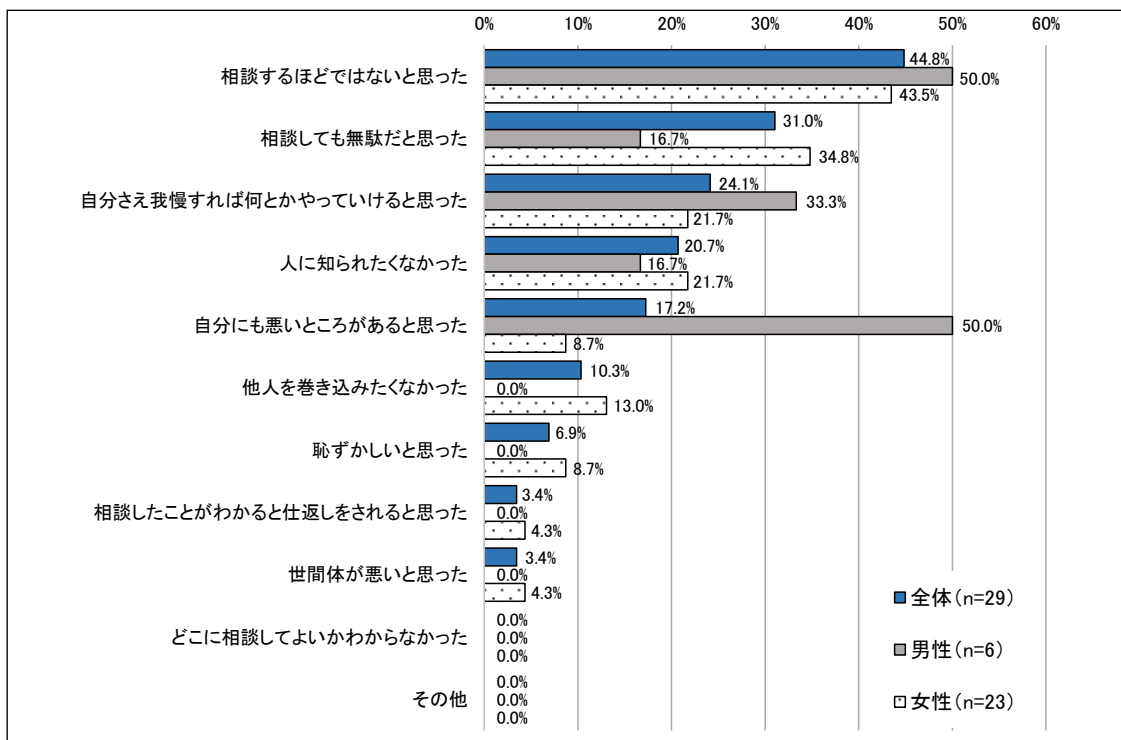
図37 DVを受けて相談したか



また、DV被害について相談しなかった理由を聞いたところ、全体では「相談するほどではないと思った」、「相談しても無駄だと思った」、「自分さえ我慢すれば何とかやっていると」などの回答が多くなっています。（図38）

DV被害を潜在化させないよう、支援を必要とするDV被害相談者の立場に立ったワンストップ支援を行っている青森市配偶者暴力相談支援センターの周知を図る必要があります。

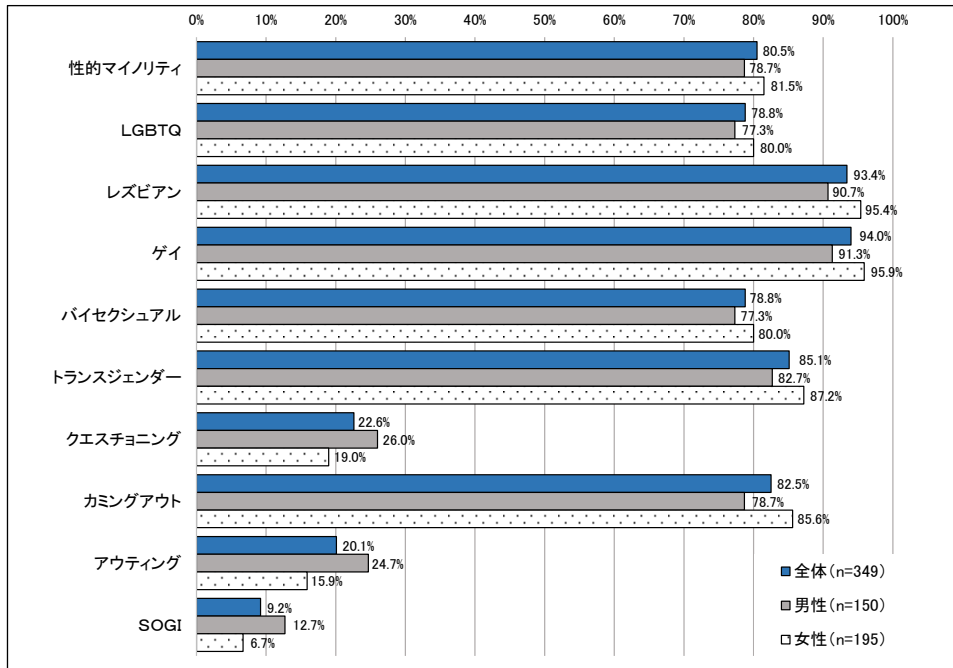
図38 DVについて相談しなかった理由



(エ) 性の多様なあり方について

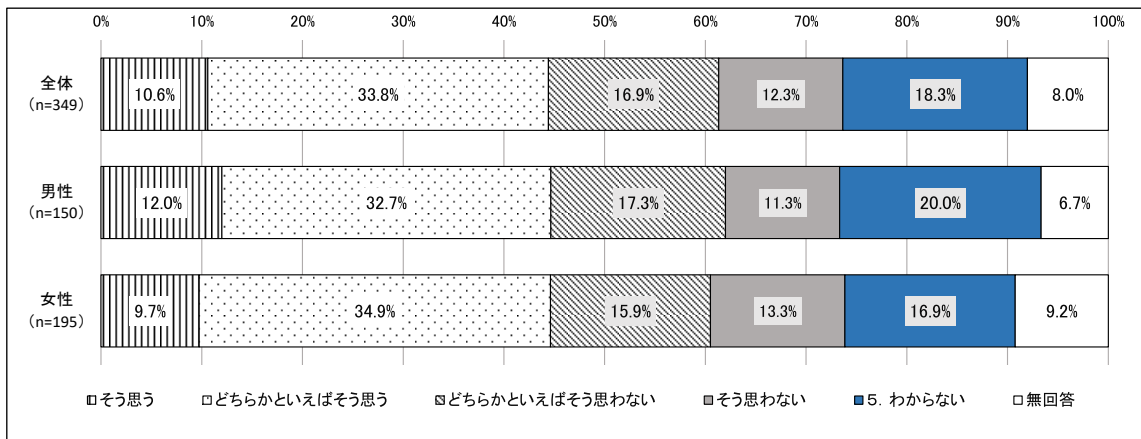
性の多様なあり方に関する言葉の認知について聞いたところ、「クエスチョニング」、「アウティング」※、「SOGI」※を知っていると答えた割合が低くなっています。(図39)

図39 性の多様なあり方に関する言葉の認知度



性的マイノリティ（LGBTQ等）※の方々に対する理解が進んできていると思うか聞いたところ、全体・男女別いずれも、約4割が「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」と回答しています。(図40)

図40 性的マイノリティ（LGBTQ等）の方々に対する理解が進んできているか



※性的マイノリティ:レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と身体の性が一致しない人)、クエスチョニング(自身の性が決められない、分からないまたは決めない人)の頭文字をとったLGBTQなど性的少数者のこと。

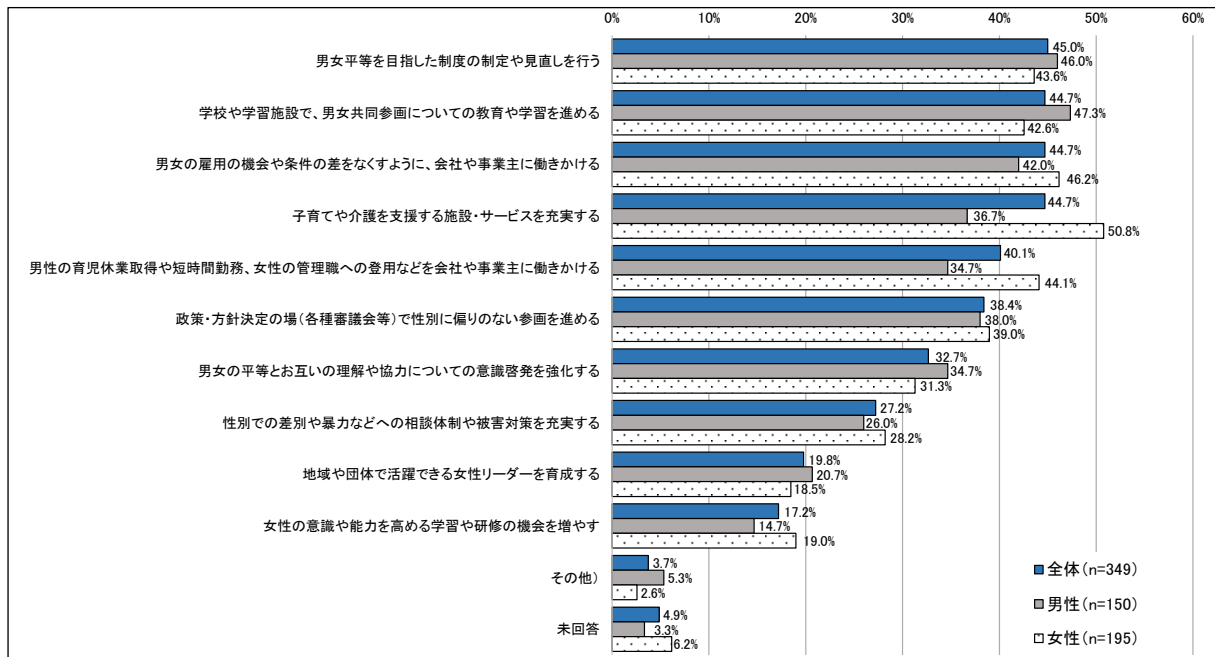
※アウティング:本人の同意なく、その人の性的指向(人の恋愛・性愛の対象がどのような性別に向いているか)や性自認(自分の性別をどのように認識しているか)に関する情報を第三者に暴露すること。

※SOGI(ソジ・ソギ):性的指向(sexual orientation)と性自認(gender identity)の頭文字をとった略称。

(オ) 男女共同参画社会の実現について

男女共同参画社会を実現するために、行政がどのようなことに力を入れるべきだと思うか聞いたところ、「男女平等を目指した制度の制定や見直しを行う」、「学校や学習施設で、男女共同参画についての教育や学習を進める」、「男女の雇用の機会や条件の差をなくすように、会社や事業主に働きかける」、「子育てや介護を支援する施設・サービスを充実する」などの回答が多くなっています。(図41)

図41 男女共同参画社会を実現するための行政の取組



② 男女共同参画に関する事業所アンケートの結果の概要

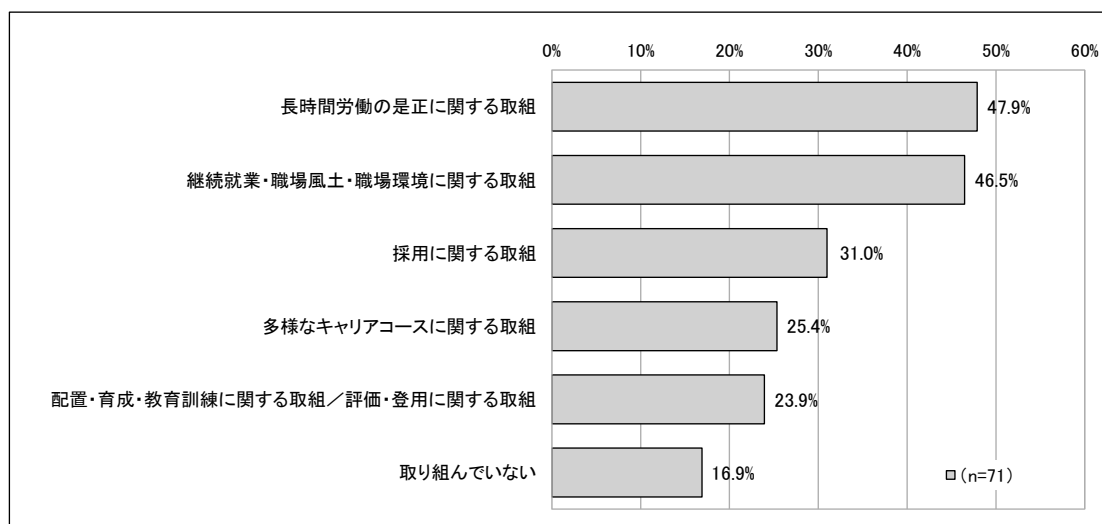
市では、令和5年12月から令和6年1月にかけて、男女共同参画に関する青森市内の事業所の意識や実態等を把握するためのアンケートを実施しました。

調査名称	男女共同参画に関する事業所アンケート
調査対象	青森商工会議所及び青森市浪岡商工会の会員のうち、従業員10人以上の事業所
標本数	200事業所
抽出方法	青森商工会議所及び青森市浪岡商工会の会員名簿から等間隔無作為抽出
調査方法	返信用封筒同封による郵送（無記名、自記式）、郵送またはオンラインにて回収
調査期間	令和5年12月22日から令和6年1月19日まで
有効回収率	35.5%

(ア) 女性活躍推進について

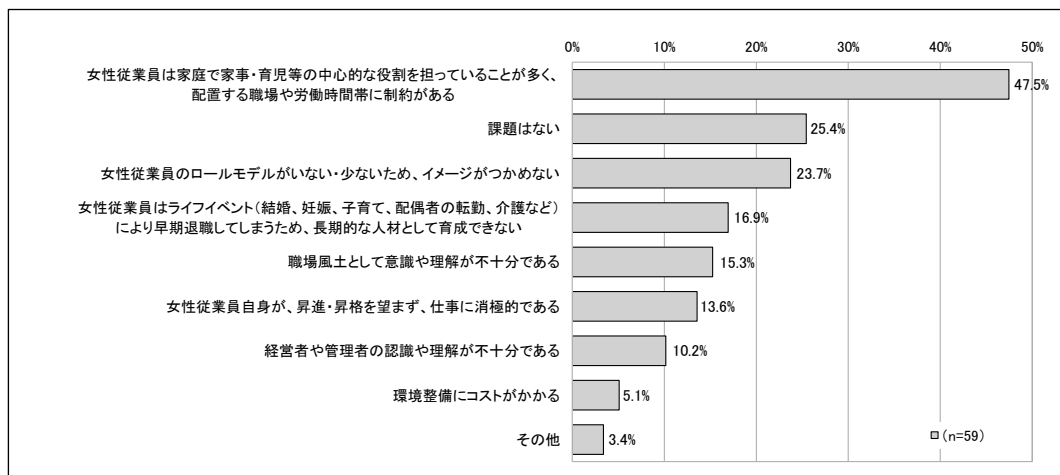
事業所内での女性の活躍推進に関する取組について聞いたところ、「長時間労働の是正に関する取組」と回答した事業所が47.9%、「継続就業・職場風土・職場環境に関する取組」が46.5%と多くなっていますが、「取り組んでいない」と回答した事業所も16.9%ありました。（図42）

図42 女性活躍に関する取組



職業生活における女性の活躍推進に関する取組を進める上でどのような課題があるか聞いたところ、「女性従業員は家庭で家事・育児等の中心的な役割を担っていることが多く、配置する職場や労働時間帯に制約がある」が47.5%と最も多くなっています。(図43) 働く女性の仕事とライフイベントの両立を支援する取組が必要です。

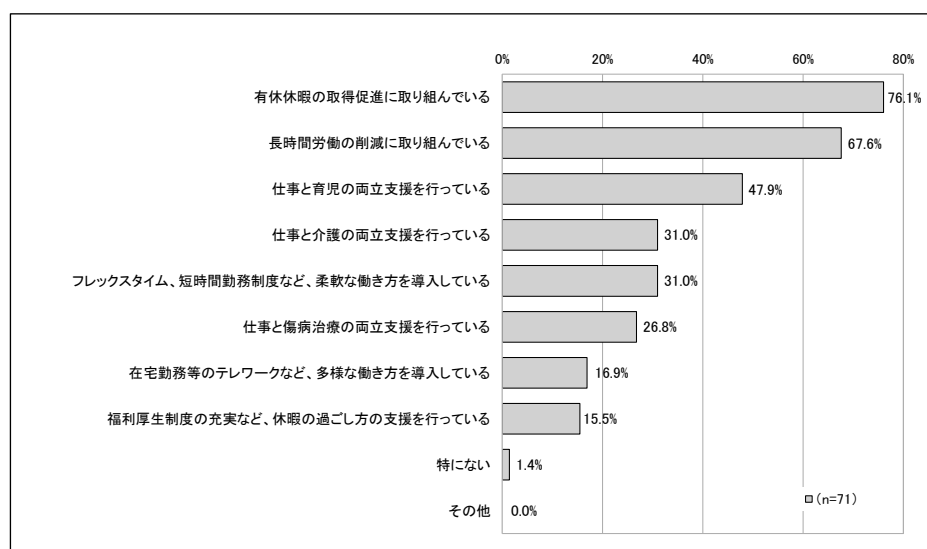
図43 女性活躍の取組を進める上での課題



(イ) ワーク・ライフ・バランス※(仕事と生活の調和)について

ワーク・ライフ・バランス実現のための事業所における取組について聞いたところ、「有休休暇の取得促進に取り組んでいる」(76.1%)、「長時間労働の削減に取り組んでいる」(67.6%)といった項目が上位となっています。(図44)

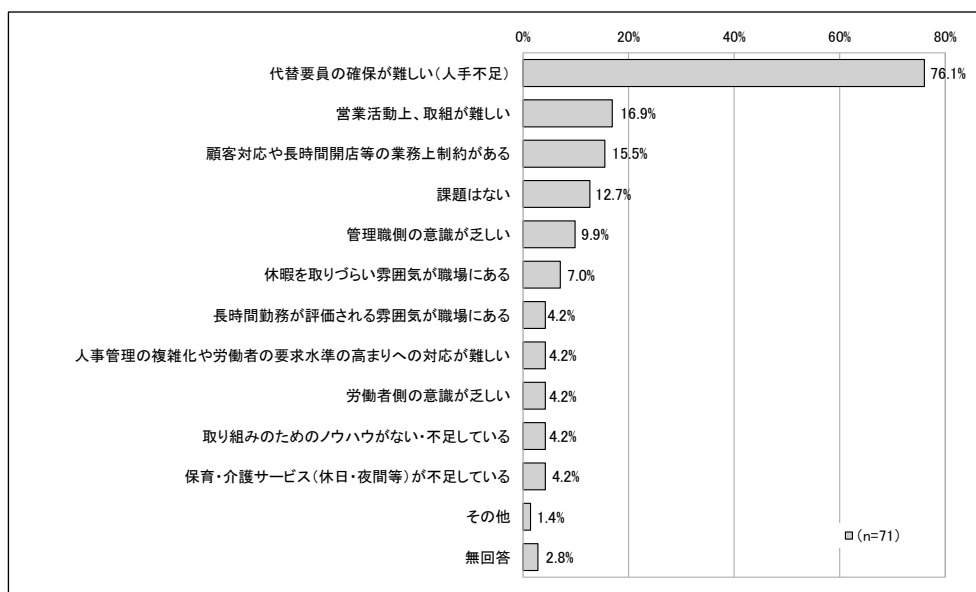
図44 ワーク・ライフ・バランス実現のための取組



※ワーク・ライフ・バランス:誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。仕事の充実と私生活の充実の好循環をもたらし、持続可能な社会の構築に不可欠とされています。

また、ワーク・ライフ・バランスを推進する上での課題について聞いたところ、「代替要員の確保が難しい(人手不足)」と回答した事業所が76.1%と多くなっています。(図45)

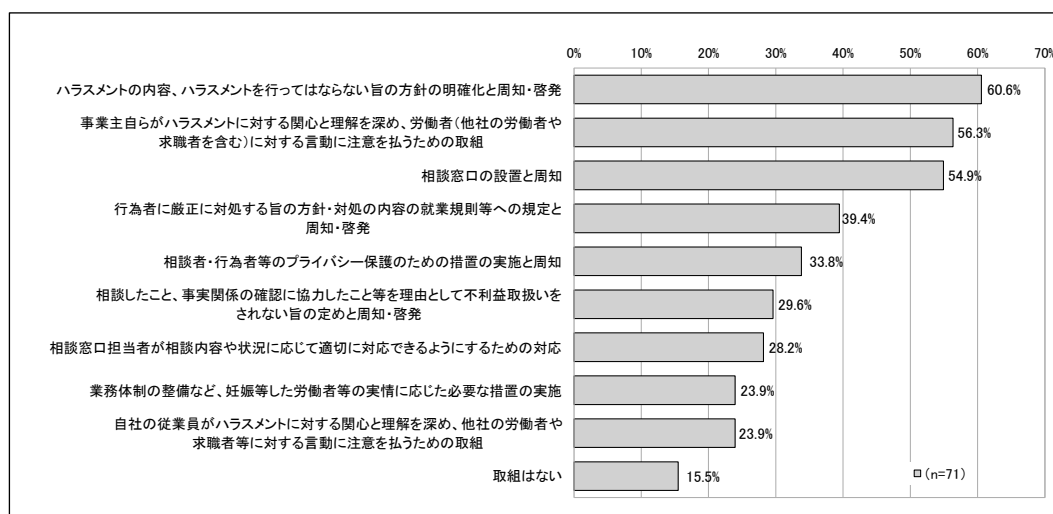
図45 ワーク・ライフ・バランスを推進する上での課題



(ウ) ハラスメント※防止について

ハラスメントの予防・解決のために事業所が行っている取組について聞いたところ、「ハラスメントの内容、ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化と周知・啓発」(60.6%)、「事業主自らがハラスメントに対する関心と理解を深め、労働者(他社の労働者や求職者を含む)に対する言動に注意を払うための取組」(56.3%)といった項目が上位となっています。(図46)

図46 ハラスメントの予防・解決のための取組



※ハラスメント: 身体的・精神的な攻撃などによって 他者に不利益・ダメージを与えたり、不愉快にさせること。

3 計画の理念

本計画の理念は、本市のまちづくりの重要な理念・視点の一つとして、あらゆる施策の推進に当たってその趣旨を尊重することとしている『「男女共同参画都市」青森宣言』とします。

「男女共同参画都市」青森宣言

私は私を大切に思うのと同じ重さで
あなたを大切に思う
性別を超え 世代を超え 時代を超え
人と協調し 人を信頼できる
誇り高い人間でありたい
すべての人の自立と平等を目指して
青森はここに「男女共同参画都市」を宣言します

4 計画の基本方向

本計画では、上記理念の実現を図るため、次の3つの基本方向を掲げます。

基本方向 1

全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり

積極的な女性登用の促進により、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

また、誰もが個性と能力を発揮しながら生き生きと働き続け、充実した生活を送ることができるよう、女性活躍の機運を醸成すると同時に、男女ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりを促進します。

基本方向 2

安心して暮らせる社会づくり

女性に対するあらゆる暴力の根絶をはじめ、多様な生活上の困難を抱える女性等に対し、男女共同参画の視点に立った支援を行い、全ての人安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、男女共同参画社会を形成する上で根底を成す男女平等と人権尊重の理念の普及を図ります。

併せて、地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かすなど、多様な主体との連携・協働や人材育成を図り、最も身近な暮らしの場である地域生活において男女共同参画を推進します。

また、特に女性特有の健康上の問題に留意しながら、生涯を通じた男女の健康支援を進めます。

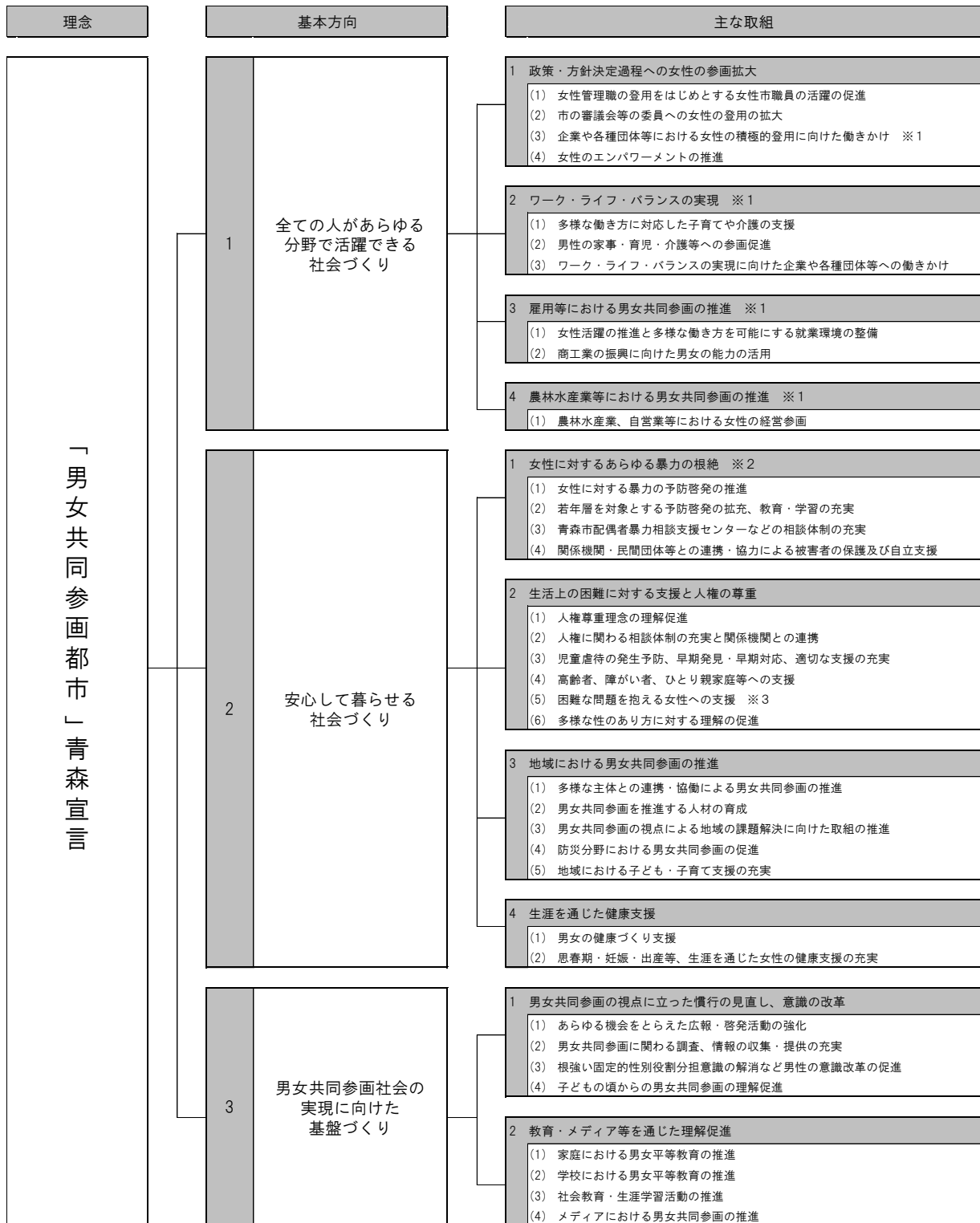
基本方向 3

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

私たちの生活や活動のあらゆる場面において男女共同参画が実現するよう、効果的に意識啓発を進め市民の理解を促進します。

また、私たち一人ひとりの視野を広げ、多様な選択を可能にする学校教育・社会教育の充実や家庭教育の推進を図ります。

■ 計画の体系図



- ※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画
 ※2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める市町村基本計画
 ※3 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める市町村基本計画

第2部 各論

第1章

全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり

基本方向

積極的な女性登用の促進により、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。
また、誰もが個性と能力を発揮しながら生き生きと働き続け、充実した生活を送ることができるよう、女性活躍の機運を醸成すると同時に、男女ともにライフイベント*とキャリア形成*を両立できる環境づくりを促進します。

現状と課題

- 国では、2020年代の可能な限り早期に、指導的地位に女性が占める割合が30%程度となるよう目指して取組を進めることとしています。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」では、地方公共団体や労働者101人以上の民間事業主に対して、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析や定量的目標・取組などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられています。
- 市の審議会等における女性委員の比率は、令和3年度が25.8%、令和4年度が26.3%、令和5年度が27.1%と増加していますが、目標を達成できない状況が続いています。
- 性別を問わず、働き続けながら生きがいを見つけ、人生を豊かにしていくことは、労働意欲の向上にもつながり、企業の活性化や持続可能な社会の発展に不可欠であることから、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方を可能とし、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直す等、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指す取組が求められています。
- 女性の社会進出や、夫婦共働き世帯の増加等、働き方の多様化に伴い、子育てのニーズも多様化している中、市では、「青森市こども計画」に基づき、子ども・子育て支援の充実を図り、仕事と子育ての両立支援に取り組んでいます。
- 人口減少・少子高齢化の進行に伴う労働力人口の減少、ライフスタイルの多様化による消費者ニーズの変化など、本市経済を取り巻く社会環境の変化に対し、適切な対応が求められています。
- 本市では、全国的に有名な「りんご」のほか、「コメ」、「バサラコーン」、「カシス」、「トマト・ミニトマト」、「八甲田牛」、海産物では、「ホタテ」や「ナマコ」など多彩で豊富な食資源とこれらを使った加工品など、全国に誇る産品を数多く有しており、本市の農業従事者の約半数を占める女性が、特に農水産物の加工・販売などで活躍の場を広げています。

*ライフイベント：就職・転職、結婚、出産・育児、病気、介護など、個人の生活において重要な変化をもたらす出来事や節目。

*キャリア形成：仕事を通じて経験やスキルなどを蓄積して自己実現を図っていくプロセスのこと。

《政策・方針決定過程への女性の参画》

- 政策・方針決定過程への女性の参画状況は全国的に低調であることから、国によるポジティブ・アクション^{*}の趣旨を踏まえ、本市における女性職員の活躍の促進及び市の審議会等の委員への女性の参画の拡大を図る必要があります。
- 女性が参画する機会を確保し、その意思を反映することは、多様な人材の能力の活用につながり、組織の強化や持続可能な社会の発展のためにも不可欠であることから、女性のエンパワーメント^{*}を推進するとともに、企業や各種団体等における女性の積極的な採用・登用に向けた働きかけを行うなど、女性活躍の機運を醸成する必要があります。

《ワーク・ライフ・バランス》

- ワーク・ライフ・バランスを実現し、男女がともに希望に応じて働き続けられるようにするためには、多様な働き方に対応した子育てや介護の支援を行う必要があるほか、家庭において、家事・育児・介護などの責任を男女が協力し合って担うことも重要であり、少子高齢化、核家族化など社会環境の変化に伴って、その重要性がさらに増していることから、男性の家事・育児・介護等への参画を促進する必要があります。
- ワーク・ライフ・バランスの実現には職場の理解が不可欠であることから、企業や各種団体等への情報提供などを通じ、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けた働きかけを行う必要があります。

《雇用・労働環境》

- 人口減少・少子高齢化の進行に伴い労働力人口が減少する中、地域経済を活性化していくためには、働きたい人が性別を問わず安心して意欲を持って働くことができ、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを促進する必要があります。
- 消費者ニーズが多様化する中で、持続的に新たな魅力や価値を創造し、地域経済を活性化していくためには、様々な分野で女性の発想、企画力、行動力等を取り入れるなど、男女双方の能力の活用を図る必要があります。
- 結婚、出産・育児、更年期、家族の介護など、様々なライフイベントに当たり、キャリア形成との二者択一を迫られているのは多くが女性となっており、その背景にある性別による固定的な役割分担意識などの構造的な課題を解消するため、女性活躍の機運を醸成すると同時に、男女ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりを促進する必要があります。

^{*}ポジティブ・アクション(積極的改善措置):これまでの慣行や固定的な男女の役割分担意識などが原因で、女性の能力が十分に発揮されていない場合に、女性を積極的に登用したり、女性が働きやすい制度・環境を整備するなどして、男女間の格差を積極的に解消しようとする取組のこと。「男女雇用機会均等法」第8条には、ポジティブ・アクションは法に違反しない旨が明記されています。

^{*}女性のエンパワーメント:女性が意識と能力を高め、職場や家庭、地域など、あらゆる場面において、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること。

《農林水産業等における男女共同参画》

- 農業分野においては固定的性別役割分担意識^{*}や古い因習等が根強いとされているほか、農林水産業や自営の商工業には家族経営が多く、生活と経営が密接につながっているため、労働条件等が明確になっておらず、女性の果たす役割が十分に認識・評価されていない傾向にあることから、女性の役割と位置づけを明確にし、働きやすい環境の整備を図り、農林水産業、自営業の商工業における男女共同参画を推進する必要があります。

主な取組

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 女性管理職の登用をはじめとする女性市職員の活躍の促進

- 市が女性管理職の積極的登用を進めることで、市政における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、女性職員の活躍を促進することにより、市内企業や各種団体等における女性活躍の促進の呼び水となるよう、率先して取組を進めます。

(2) 市の審議会等の委員への女性の登用の拡大

- 市の審議会等においては、団体からの委員の推薦に当たり女性の推薦を依頼するなど女性の積極的な登用を図るとともに、委員の公募においても女性の応募を促す工夫を検討するなど、女性委員の割合を高める取組を推進し、市の政策・方針決定過程に男女が共に参画できる機会の充実を図ります。

(3) 企業や各種団体等における女性の積極的登用に向けた働きかけ

- 女性活躍推進法を踏まえ、女性の採用・登用に積極的な企業・団体等の事例を広く紹介するなど、関係機関との連携のもと、企業や各種団体等への女性の積極的登用に向けた働きかけを行い、女性活躍の機運を醸成します。

(4) 女性のエンパワーメントの推進

- 女性が自らの意識と能力を高め、主体的に活躍することの重要性について、女性自身の理解を促すとともに、キャリア形成支援や、活躍するロールモデル^{*}の情報提供を行います。

^{*}固定的性別役割分担意識:「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表される、性別によって役割を固定的に分ける意識のこと。

^{*}ロールモデル:将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルのこと。

2 ワーク・ライフ・バランスの実現

(1) 多様な働き方に対応した子育てや介護の支援

- 男女がともに子育てをしながら働き続けられるよう、延長保育や休日保育、病児一時保育、一時預かりのほか、会員同士が子育てを助け合うファミリー・サポート・センター*などの保育サービスを充実するなど、仕事と子育ての両立を支援します。
- 特別な支援を必要とする家庭において安心して仕事と子育てができるよう、障がい児の特性や医療的ケアを必要とする子ども等に配慮した障がい児保育やふれあい保育、ひとり親家庭の子育てに関する相談など、特別な支援を必要とする家庭への支援の充実を図ります。
- 女性の社会進出の進展や就労形態の変化などに伴い多様化する教育・保育需要に対応するため、保育士などを対象とした研修などを通じて、教育・保育サービスの質の向上と人材の確保を図ります。
- 家族に介護が必要になった場合は、男女がともに協力し合いながらその責任を担い、介護と仕事のバランスが保てるよう、介護保険制度の周知をはじめ、介護を必要とする高齢者が適切なサービスを受けられるよう介護に関する情報提供を充実させるほか、男女が安心して働くことができるよう、介護サービスの質の確保・向上を図ります。

(2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進

- 個人生活の充実ひいては経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるワーク・ライフ・バランスの意義を周知するとともに、男性を対象とした啓発講座や男性のロールモデルの情報提供等を通じて、固定的性別役割分担意識や長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しを促し、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業や各種団体等への働きかけ

- ワーク・ライフ・バランスについて、企業や各種団体等に対し、その意義を周知するとともに、働きやすい職場づくりに取り組んでいる好事例の情報提供を行い、育児休業の取得などの各種制度の積極的な活用を働きかけるなど、関係機関との連携のもと、普及促進を図ります。

*ファミリー・サポート・センター：地域の子育て支援を行うことを目的に、子育ての援助を受けたいかた(利用会員)と子育ての援助を行いたいかた(サポート会員)のネットワークを作り、保育所(園)の送迎やその後の預かり、病児・病後児の預かりなど、会員同士がいつでも子育てを助け合う会員組織のこと。

3 雇用等における男女共同参画の推進

(1) 女性活躍の推進と多様な働き方を可能にする就業環境の整備

- 関係機関との連携を図りながら、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など雇用に関する法令・制度の周知を図ります。
- 関係機関との連携を図りながら、固定的性別役割分担意識にとらわれずにいきいきと活躍する身近な女性のロールモデルの情報提供を行うとともに、女性の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図ります。
- 企業における女性活躍の推進や、多様な働き方を選択することができる就業環境の整備の促進に向けた支援を行います。

(2) 商工業の振興に向けた男女の能力の活用

- 女性の活躍によって企業や地域が活性化している好事例等を収集・発信するとともに、起業・創業希望者に対して、関係機関との連携を図りながら、起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談等の機会を提供するほか、資金面、施設面の支援を行います。
- 育児・介護等により退職した女性を含め、求職者の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図るとともに、関係機関との連携のもと、再就職のための情報提供、職業能力開発等への支援を進めます。
- 女性活躍推進法において事業主行動計画の策定が努力義務とされている企業に対しても、関係機関との連携のもと、その意義を周知するとともに、行動計画の策定・活用を促していきます。

4 農林水産業等における男女共同参画の推進

(1) 農林水産業、自営業等における女性の経営参画

- 関係機関との連携を図りながら、農業等の家族経営における女性の役割と位置づけを明確にし、男女のワーク・ライフ・バランスや健康管理への配慮を含む家族経営協定制度^{*}の周知や、農業者の老後生活の自立を促す農業者年金への加入促進などを通じて、農業等における女性の役割を適正に評価し、農業等に従事する男女が自分の生き方を自由に選択・設計・実現していくことができるようにするための啓発活動を推進します。
- 女性が重要な役割を果たし、地域活性化や農林水産業振興の大きな原動力となっている、農水産物の加工・販売などの経営の多角化・複合化や「6次産業化」^{*}を推進する取組を支援し、農林水産業における女性の能力発揮を促進します。
- 県や関係機関との連携のもと、知識・技術に関する情報提供や各種研修会等を通じて、農山漁村の女性リーダーの育成と活躍の場の拡大を図ります。

^{*}家族経営協定制度：家族経営において、経営の方針や役割分担、労働条件等を家族間の話し合いにより取り決め、文書化するもの。

^{*}「6次産業化」：農林漁業生産者（第1次産業）が、加工（第2次産業）や販売（第3次産業）までを一体的に行い、付加価値を高めること。

第2章

安心して暮らせる社会づくり

基本方向

女性に対するあらゆる暴力の根絶をはじめ、多様な生活上の困難を抱える女性等に対し、男女共同参画の視点に立った支援を行い、全ての人々が安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、男女共同参画社会を形成する上で根底を成す男女平等と人権尊重の理念の普及を図ります。

併せて、地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かすなど、多様な主体との連携・協働*や人材育成を図り、最も身近な暮らしの場である地域生活において男女共同参画を推進します。

また、特に女性特有の健康上の問題に留意しながら、生涯を通じた男女の健康支援を進めます。

現状と課題

- 令和5年12月に実施した市の男女共同参画に関する市民アンケートでは、配偶者から暴力を受けたことがあると回答した人が全体で12.2%となっており、男女別では、男性が4.7%、女性が17.9%となっています。また、暴力を受けたことがあると回答した人の69.0%は、誰にも相談していない状況となっています。
- 本市では、「青森市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、支援を必要とするDV（ドメスティック・バイオレンス）被害相談者の立場に立ったワンストップ支援を行っています。
- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）*を拠点に、女性に対する暴力の予防啓発に努めているほか、カダールの女性の悩み相談においてDVに関する相談に対応するとともに、青森県女性相談支援センター、青森県男女共同参画センターの配偶者暴力相談支援センター、警察等の関係機関や民間団体などと連携しながら、DV被害者の支援に当たっています。

*アコール（働く女性の家）：昭和48年に開館した、市の男女共同参画推進の拠点施設（勝田一丁目1番2号）。施設の愛称「アコール」は、フランス語で「調和」や「和音」を意味します。

*協働：行政又は市民だけでは解決できない地域課題を克服するため、市民活動団体や行政が、それぞれまちづくりの主体として、同じ目的のためにお互いが持てる力を出し合い連携して、まちをより良いものにしていくプロセスのこと。

- 本市では、小・中学校等での「人権教室」の開催のほか、街頭や市役所庁舎などにおいて、人権尊重の意識を高める啓発活動を行っている青森地区人権擁護推進部会の活動を支援しているほか、人権擁護委員による相談窓口を開設し、市民の人権擁護に努めています。
- 本市では、「子どもの権利条約」の理念に基づき、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、「青森市子どもの権利条例」を制定しています。
- 男女共同参画社会とは、日本国憲法にある個人の尊重、男女平等理念の実現を前提に、男女が個人として互いを尊重し合う社会であり、市では、「私は私を大切に思うのと同じ重さであなたを大切に思う」で始まる『「男女共同参画都市」青森宣言』を行い、この宣言の趣旨を、市のあらゆる施策の推進に当たって尊重する、まちづくりの重要な理念・視点の一つに位置づけています。
- 令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」や同法に基づく国の基本方針及び県の基本計画において、困難な問題を抱える女性への支援が国及び地方公共団体の責務とされるとともに、支援に関する施策の内容や市町村の役割が定められています。
- 令和5年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」により、国及び地方公共団体において、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定・実施するよう努めることとされています。
- 少子高齢化の進行や人口の減少、生き方や価値観の多様化など、市民生活において様々な変化が生じている中、市民ニーズに対応するため、市では、行政だけでなく多様な主体が連携・協働し、複雑化・多様化する地域課題の解決に取り組んでいます。
- 本市では、市内の女性団体等との連携や、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）での市民団体活動への支援を通じて、地域における男女共同参画の推進を図っています。
- 高齢化などの社会構造の変化に伴い、地域活動を支える担い手が不足し、地域課題も多様化・複雑化していることから、市では、「青森市地域コミュニティ・ガイドライン」を策定し、まちづくり協議会の設立を進め、地域が主体となった市民自治によるまちづくりに取り組んでいます。
- 防災分野においては、男女のニーズの違いを十分に把握した災害対応が求められており、本市では、男女共同参画の視点が反映された「青森市地域防災計画」を策定しています。
- 共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに伴い、身近な地域での子どもの居場所の確保が重要となっている中、市では、「青森市こども計画」に基づき、地域全体で子育てを支える環境づくりに取り組んでいます。
- 健康面では、近年、食生活や喫煙、アルコールをはじめとする生活習慣の変化などにより生活習慣病や慢性疾患が増加している中、市では、「青森市健康寿命延伸計画」を策定し、市民のヘルスリテラシー（健康教養）の向上や、生活習慣の改善、健（検）診の受診率向上に向けて取り組むなど、健康づくりの充実を図っています。

《女性に対する暴力》

- DVやセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）*などの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女がお互いの尊厳を重んじ、対等な関係を築こうとする男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであることから、特に女性に対する暴力の予防啓発を推進する必要があります。
- 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を準用することを踏まえ、様々な状況におかれた被害者に情報が届くよう、広報啓発を実施し、とりわけ、加害者にも被害者にもならないための若年層を対象とする予防啓発の拡充・学習の充実を図る必要があります。
- 「青森市配偶者暴力相談支援センター」において、相談員による電話相談や面接相談を実施しており、その周知を図るとともに、DV被害相談者の立場に立ったワンストップ支援をより円滑に行うため、庁内関係課の連携の強化を図っていく必要があります。
- DV被害者については、身の安全の確保とともに、加害者から離れて自立した生活を確保する必要があることから、関係機関・民間団体等との連携・協力による被害者の保護及び自立支援を進める必要があります。

《生活上の困難に対する支援と人権擁護》

- 男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を形成するうえで根底を成す基本理念であることから、人権尊重理念の理解を促進する必要があるとともに、人権擁護のため、人権に関わる相談体制の充実を図る必要があります。
- 児童虐待については、児童の面前での配偶者*に対する暴力も、児童に著しい心理的外傷を与えるものであり、児童虐待事案が複雑化していることから、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、子どもや保護者への支援の充実を図る必要があります。
- 貧困等多様な生活上の困難を抱える女性に対し、様々な機会を通じて実情に合った支援を行う必要があります。また、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等が、女性であることにより、暴力による被害など複合的に困難な状況に置かれることがないよう、関係機関・民間団体等との連携・協力による支援を行う必要があります。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」や同法に基づく国の基本方針及び県の基本計画において定められた困難な問題を抱える女性への支援に関する施策の実施に当たり、本市においては、最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等へのつなぎ等を適切に実施する必要があります。

*セクハラ(セクシュアル・ハラスメント): 相手が望まない、性的な意味合いを持つ言動のこと。身体への不必要な接触などのほか、「子どもはまだか」などとたずねる行為も、相手が不快と感じればセクハラとなります。

*配偶者: ここでいう配偶者は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。(「児童虐待の防止等に関する法律」から引用)

- 多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受できる社会の実現に向けた「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」の趣旨を踏まえ、性的マイノリティであることを理由として当事者が困難な状況に置かれることがないよう、人権尊重と多様性の観点から、多様な性のあり方についての理解を促進する必要があります。

《地域における男女共同参画》

- 男女がともに地域を担うことの重要性が増していることに加え、防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進が強く求められていることから、防災を含む地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かしていく必要があります。
- 男女共同参画社会は、行政のみの取組で実現できるものではないことから、幅広い分野の多様な主体との連携・協働により、お互いを尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる男女共同参画を推進していく必要があります。
- 多様な主体と連携・協働する中で、男女共同参画を推進していく人材の育成を図る必要があります。

《健康支援》

- 生涯を通じて、性別により異なる健康上の問題に留意し、性差に応じた健康づくりを推進するほか、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ健康管理を促す取組や、生涯を通じた相談支援の充実を図る必要があります。

主な取組

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 女性に対する暴力の予防啓発の推進

- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）の活用はもとより、関係機関との連携強化を図りながら、女性に対する暴力の予防啓発を含め、性別にかかわらず一人ひとり誰もが大切な存在であるという意識と、DVについての正しい理解の促進を図ります。
- セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識のもと、各種啓発講座の開催やパンフレットの配布などを通じて、企業等に対してハラスメント防止のための周知啓発を図るとともに、市の機関におけるハラスメントの防止と良好な職場環境の構築に取り組みます。

(2) 若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実

- 将来、DVやデートDV*の加害者にも被害者にもならないよう、小・中学校において子ども向け啓発小冊子等を活用し、暴力についての予防啓発の充実を図ります。

(3) 青森市配偶者暴力相談支援センターなどの相談体制の充実

- DV被害相談者にワンストップ支援を行う「青森市配偶者暴力相談支援センター」をはじめ、カダール（男女共同参画プラザ）での悩み相談、青森市ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの生活・就業相談、人権相談や法律相談などの相談窓口の周知徹底を図るとともに、男性の被害者に対する相談対応を実施します。
- 相談支援に当たっては、庁内関係部局はもとより、配偶者暴力相談支援センターとなっている青森県女性相談支援センター、青森県男女共同参画センターや警察等の関係機関、DV被害者支援に携わる民間団体などと連携し、DV被害者の安全確保を最優先に、相談者の立場に立った相談と必要な支援を行います。
- DV専門の相談員及びDV担当職員の育成のための各種研修、各窓口においてDV被害者に接する職員への研修等を通じて、相談対応能力の向上を図ります。

(4) 関係機関・民間団体等との連携・協力による被害者の保護及び自立支援

- 身の危険があるDV被害者の支援に際しては、警察や、一時保護を行う青森県女性相談支援センター等との連絡調整、庁内関係部局との連携を図りながら、DV被害者の安全確保に努めます。
- 生活保護の適用、住居確保給付金の支給、児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、ひとり親家庭への医療費助成など、利用可能な制度を積極的に活用し、DV被害者の自立に向けた支援を行います。

*デートDV: 交際相手からの暴力のこと。身体的暴力のほか、言葉や態度で精神的に追い詰める行為も含まれます。

- DV被害者の自立に向け、母子生活支援施設すみれ寮を活用するほか、市営住宅への入居要件の緩和など住宅確保支援を行います。

2 生活上の困難に対する支援と人権の尊重

(1) 人権尊重理念の理解促進

- 男女の人権の尊重は男女共同参画社会の前提となる基本理念であることから、関係機関との連携のもと、人権に関する正しい知識の普及を図るとともに、人権への理解を深めるための様々な啓発活動を推進するほか、男女共同参画に関連の深い男女共同参画社会基本法などの法令、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約などの国際条約等の趣旨を周知し、人権尊重の理念と男女共同参画への理解を促進します。

(2) 人権に関わる相談体制の充実と関係機関との連携

- 男女共同参画社会の前提となる個人の人権を守るため、人権擁護委員による人権相談、行政相談委員による行政相談などを通じて人権の擁護に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、人権に関する相談体制の充実を図ります。

(3) 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、適切な支援の充実

- 次代を担う子どもたちの人権を守り、健やかな成長を支えるため、乳幼児健康診査での保健指導や健康相談、社会福祉士、公認心理師、保健師などの専門職による児童虐待に関する相談対応を行うとともに、児童相談所などの関係機関で構成する「青森市要保護児童対策地域協議会」の連携体制のもと、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、子どもや保護者への適切な支援を行います。

(4) 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等への支援

- 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等への暴力による被害などの防止のため、民生委員、地域包括支援センター、福祉施設等の関係機関との連携による支援や、意識啓発の機会の充実を図ります。

(5) 困難な問題を抱える女性への支援

- 女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策について周知に努めます。
- 困難な問題を抱える女性等に関する理解を促進するとともに、支援施策の周知を図るため、教育、啓発、広報等に努めます。
- 困難な問題を抱える女性等が早期に相談窓口につながり、必要な支援を受けられることができるよう、女性相談支援センター、女性相談支援員、民間団体に相談や支援を求められることについて広く周知を図ります。

- 性被害の潜在化・深刻化を防ぐため、性犯罪・性暴力被害の相談窓口の周知に努めます。
- 困難な問題を抱える女性等に対する相談体制を整備し、適切な相談対応を行うとともに、支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施機関である庁内関係部局や関係機関との連携のもと、必要な支援の包括的な提供に努めます。
- 困難な問題を抱える女性等に対して適切な支援を実施するため、庁内関係部局の職員への研修等を通じて、情報共有や相談対応能力の向上を図ります。

(6) 多様な性のあり方に対する理解の促進

- 様々な悩みや問題等を抱える性的マイノリティの方々やその関係者等からの相談に対応します。
- 多様な性のあり方について市民の理解を促進するための啓発活動を推進します。
- 職員研修や情報紙などを通じて、多様な性のあり方についての市職員等の理解を深めます。

3 地域における男女共同参画の推進

(1) 多様な主体との連携・協働による男女共同参画の推進

- カダール（男女共同参画プラザ）及びアコール（働く女性の家）の拠点機能や、東青地域男女共同参画ネットワークなど既存のネットワークを活用し、行政のみならず、民間団体等を含めた男女共同参画を推進する幅広い分野の多様な主体と連携・協働を図りながら、男女共同参画の取組を進めます。
- 市民協働交流サロンなどを活用し、男女共同参画に係る問題意識を共有するなど、協働による啓発を推進します。

(2) 男女共同参画を推進する人材の育成

- 身近で分かりやすいロールモデルの情報提供を行うとともに、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、男女共同参画を推進する団体・個人の育成やネットワーク化などを推進します。

(3) 男女共同参画の視点による地域の課題解決に向けた取組の推進

- 県等の関係機関や、ボランティア、NPO、町（内）会など多様な主体と連携を図りながら、地域全体で男女共同参画を推進する意識づくりを行うほか、地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かしている先進事例、ノウハウ等の情報収集・提供を行うなど、男女共同参画の視点に立った地域活動を促します。

(4) 防災分野における男女共同参画の促進

- 防災分野における男女共同参画を進めるため、地域ごとの防災講習会や防災訓練などを通じて、防災組織づくりや地域防災活動への女性の参加拡大を促進します。
- 男女共同参画の視点に立った防災に関する地域活動の推進のため、地域の防災を担う女性リーダーの養成等、人材育成を促進します。

(5) 地域における子ども・子育て支援の充実

- 子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、あおもり親子はぐくみプラザや市内6か所の地域子育て支援センター、つどいの広場「さんぼぽ」において、親子交流の場の提供や、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講座の実施などにより、地域の子育て支援を行います。
- 子どもが安全で健やかに成長できる活動場所を確保するため、関係機関と連携を図りながら、設置を希望するすべての小学校区に「放課後児童会」を開設するとともに、児童館などを活用し、地域において子どもや子育てを支援していきます。

4 生涯を通じた健康支援

(1) 男女の健康づくり支援

- 男女の身体的性差に関する理解と健康の保持増進のため、健康相談、健康診査・指導等を推進するとともに、様々なメディアを通じて健康支援情報や各種健（検）診の重要性を周知するなどしながら、生涯を通じた性差に応じた健康づくりの推進を図ります。
- 男女が健康でいきいきと暮らせる社会を築いていくため、自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ゲートキーパー*の役割を担う人材の確保や、相談窓口の周知、こころの不安や悩みに関する相談支援の充実を図るなど、関係機関とも連携しながらこころの健康づくりを推進します。
- 年齢や性差に応じた各種予防接種を実施するとともに、健康教育や研修会などの開催により感染症に関する予防啓発を推進するなど、感染症対策の充実を図ります。
- 自分や相手の生命・個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を築いていけるよう、小・中学生などを対象とした思春期健康教室や、保健体育科、特別活動、道徳などを中心とした学校の教育活動全体を通じて、思春期等における心身の変化や健康教育に関する内容についての学習を行います。

*ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。

(2) 思春期・妊娠・出産等、生涯を通じた女性の健康支援の充実

- 女性は思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期など生涯にわたり心身の健康面において様々な影響を受けることから、女性のライフステージに応じた健康相談を実施します。
- 妊娠・出産は女性の健康にとって大きな節目であることから、母子健康手帳の交付、妊産婦への訪問指導、マタニティ講座等の開催などにより妊娠・出産期の健康管理の充実を図るとともに、妊婦健康診査の公費負担、出産育児一時金などにより経済的負担を軽減し、安心して出産できる環境づくりを推進します。
- 女性特有の乳がん、子宮がんをはじめ、発症率が高いとされる各種がんの検診を実施・支援し、健康意識の向上と疾病の予防を促進します。

第3章

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

基本方向

私たちの生活や活動のあらゆる場面において男女共同参画が実現するよう、効果的に意識啓発を進め市民の理解を促進します。

また、私たち一人ひとりの視野を広げ、多様な選択を可能にする学校教育・社会教育の充実や家庭教育の推進を図ります。

現状と課題

- 本市では、『男女共同参画都市』青森宣言』の趣旨を継承しながら、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点とした啓発活動、情報紙の作成配布による情報発信などを通じて、男女共同参画意識の普及啓発に取り組んでいます。
- 令和5年12月に実施した市の男女共同参画に関する市民アンケートでは、家庭生活において男女は平等であると回答したのは全体で35.2%、男女別では、男性が46.0%、女性が27.2%と、男女による差が大きくなっています。
- 男女共同参画にとって大きな障害と言われている「男は仕事、女は家庭」といった考えに代表される性別に基づく固定的性別役割分担意識については、令和5年12月に実施した市の男女共同参画に関する市民アンケートにおいて、「同感する」・「ある程度同感する」という回答が24.9%を占めており、固定的性別役割分担意識が未だ残っています。
- 本市の小・中学校では、『夢や志をもち挑戦する児童生徒を育成するための学校教育の推進』に努めるとともに、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちの確かな学力や豊かな心、健やかな身体などを養う多様性・包摂性のある教育活動の充実を図っています。
- 本市では、市民一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所を利用して、知識や技術を学び、学んだことを活かして、明るく豊かで住みよい地域づくりに積極的に参加できる生涯学習の推進と、学校・家庭・地域の連携協力による社会全体の教育力の向上に努めています。

《男女共同参画意識》

- 男女共同参画意識のさらなる浸透を図るため、市内外からの情報収集や調査などにより、あらゆる機会、様々な情報媒体を通じて効果的な広報・啓発活動を展開していく必要があります。
- 家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることから、男女双方の、とりわけ男性の意識改革や男女共同参画への理解の促進を図る必要があります。

- 長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を大人になってから変えることは容易ではないことから、次代を担う子どもたちが今後の社会において個性と能力を十分に発揮できるよう、子どもの頃から男女共同参画への理解を促進する必要があります。

《教育・メディア等》

- 社会の中で自立し、個性と能力を発揮していくためには、私たち一人ひとりが性別にとらわれず、自らの生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身につける必要があることから、学校・家庭・地域といったあらゆる場面において、私たちの視野を広げ、多様な選択を可能にする学校教育・社会教育の充実や家庭教育の推進を図る必要があります。
- 私たち一人ひとりの意識や行動は、私たちが日常的に接している多種多様な情報から大きな影響を受けていることから、様々な情報の発信に当たっては、表現される側の人の人権を尊重し、差別につながるものがない、男女共同参画の視点に立った表現を推進する必要があります。

主な取組

1 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革

(1) あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動の強化

- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点とした啓発活動、市の広報媒体はもとより、出前講座や情報紙、子ども向け啓発小冊子、テレビ、ラジオ、インターネットなど多様な情報媒体、青森市男女共同参画推進月間をはじめとする様々なイベントなどの機会を活用し、対象やテーマ、年代に応じた広報・啓発活動の充実を図ります。
- 職員研修や情報紙などを通じて、市職員の男女共同参画に関する理解を深めます。

(2) 男女共同参画に関わる調査、情報の収集・提供の充実

- 国・県の動向を注視するとともに、先進的な取組を行っている市内の企業等や他都市の事例等について情報収集を行い、分かりやすく情報を発信します。
- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、様々な講座の開催や情報誌等を通じて、効果的な情報発信に努めます。
- 情報紙を定期的に発行し、男女共同参画に関する最新の情報を発信します。
- 男女共同参画をめぐる現状や意識等について、市民意識調査等を活用した実態把握を行い、市ホームページ等を通じて公表します。

(3) 根強い固定的性別役割分担意識の解消など男性の意識改革の促進

- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、男性が関心を持ち、かつ参加しやすいような各種講座等を企画・開催し、男女共同参画についての理解を促進します。
- 情報紙などを通じて、男性が固定的性別役割分担意識から脱却するための意識啓発を促すとともに、各種講座等の開催による男性の家事等の日常生活能力の獲得・向上への支援や男性のロールモデルの情報提供などにより、男性の家事・育児・介護への参画を促進します。

(4) 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進

- 子どもの頃から、人権尊重の理念や、性別にとらわれず一人ひとりの個性や能力を尊重する意識を育む教育を推進します。
- 教員研修や学校訪問、乳幼児期の教育・保育の質の維持・向上のための研修会等の機会を通じて、教員や保育士など子どもの育ちに関わる人たちの男女共同参画意識の向上を図ります。
- 家庭教育学級、出前講座などを活用して、学校・家庭・地域が連携し、子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成を図るとともに、周囲の大人の意識が子どもに大きく影響することから、保護者等に対しても男女共同参画についての意識啓発に努めます。

2 教育・メディア等を通じた理解促進

(1) 家庭における男女平等教育の推進

- 男性のみならず、女性の固定的性別役割分担意識の解消を図るほか、男女がともに子育てや家庭教育を担うよう促すとともに、男女共同参画意識を育てる家庭教育を推進します。
- 小・中学校で開催している家庭教育学級について、男性も含めたより多くの人に参加しやすい環境づくりを進めます。また、家庭教育に関する情報提供及び相談機会の確保を図ります。

(2) 学校における男女平等教育の推進

- 性別にとらわれることなく、一人ひとりの能力・適性・希望等に応じた主体的な選択を促す進路指導等を行い、学校教育において生涯を見通したキャリア教育※を推進します。
- 子ども向け啓発小冊子の積極的な活用などを通じて、理工系分野や専門職等の女性の参画が進んでいない分野において女性の活躍の機会があることなど男女共同参画についての理解が学校生活において自然に深まるよう努めます。

(3) 社会教育・生涯学習活動の推進

- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応し、女性のエンパワーメントを支援するため、女性の生涯にわたる学習機会の提供・充実を図ります。
- 女性のみならず男性に対しても、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、様々な機会をとらえながら、男女共同参画意識を高める学習機会の提供・充実を図ります。
- 男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに自立し、主体的に物事を考え社会参画する能力や態度を身につける必要があることから、地元大学など多様な主体との連携を図りながら、現代的課題や地域の課題に関する学習機会・学習情報の提供を行うなど、社会教育活動の充実を図ります。
- 男女共同参画を推進するには、一人ひとりの視野を広げる学習機会の提供が重要であることから、市民センター等において、各種講座の開催など誰もが興味や必要に応じて学ぶことができる学習機会の充実を図ります。

(4) メディアにおける男女共同参画の推進

- 市が作成する広報・出版物など、市政に関するあらゆる情報発信において、男女共同参画の視点に立った表現を推進します。

※キャリア教育：社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する力を育てる教育のこと。

第3部 推進体制

推進体制

- 「青森市男女共同参画プラン」の推進に当たっては、市が率先して取り組むとともに、
- 青森市男女共同参画審議会による計画の進行管理
 - 青森市男女共同参画推進会議による計画の進行管理
 - 国・県等の関係機関をはじめ市内の女性団体や民間団体等との連携・協力の強化による推進体制の整備・充実を図ります。

「(仮称)青森市男女共同参画プラン(素案)」に係るわたしの意見提案制度の実施について

下記により、「(仮称)青森市男女共同参画プラン(素案)」に係るわたしの意見提案制度(パブリックコメント)を実施します。

1 意見募集事案 (仮称)青森市男女共同参画プラン(素案)

2 意見募集期間 令和6年10月1日(火)～令和6年10月31日(木)

3 意見を提出できるかた

次のいずれかに該当するかた

- (1) 市内に住所を有するかた
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体等
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務するかた
- (4) 市内に存する学校に在学するかた
- (5) 意見募集事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体等

4 公表資料の縦覧場所等

- (1) 令和6年10月1日(火)から次の縦覧場所に備付け(閉庁日、休館日を除く。)
青森市市民部人権男女共同参画課(駅前庁舎4階)、ロビー(本庁舎1階)、情報公開コーナー(本庁舎3階)、駅前庁舎総合案内そば縦覧スペース(駅前庁舎1階)、柳川情報コーナー(柳川庁舎1階)、浪岡庁舎閲覧コーナー(浪岡庁舎1階)、各支所(5箇所)、各市民センター(11箇所)、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館、青森市男女共同参画プラザ(カダール・駅前庁舎5階)、青森市働く女性の家(アコール・青森市勝田一丁目1番2号)
以上27箇所
- (2) 令和6年10月1日(火)から市ホームページに公表資料を掲載
- (3) 広報あおもり10月号に告知記事を掲載

5 意見の提出方法

「(仮称)青森市男女共同参画プラン素案」に対する修正意見、付加意見、代案を次の方法で提出できるよう募集します。

ご意見を提出する際には、氏名及び住所(法人その他の団体等の場合は、その名称、代表者の氏名及び所在地)を明記。

市内に住所を有しないかたは、上記3の(1)以外の区分を明記・選択。

- (1) 電子メール 市ホームページのトップページ左側にある「市民参加の広場(わたしの意見提案制度)」から送信
- (2) 郵送(封書・はがき)
〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号 青森市市民部 人権男女共同参画課 宛
- (3) ファックス 017-734-5765(人権男女共同参画課内ファックス)
- (4) 直接持参 青森市市民部 人権男女共同参画課(駅前庁舎4階)

6 結果の公表

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方については、令和6年12月に公表する予定です。

7 問合せ先 青森市市民部 人権男女共同参画課 電話 017-734-2296